

平成30年第6回定例会  
(第1日目)

津別町議会会議録

平成 30 年第 6 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 30 年 12 月 10 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 30 年 12 月 19 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 30 年 12 月 19 日 午後 3 時 6 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

| 議席<br>番号 | 氏 名       | 応 召<br>不応召 | 出席<br>状況 | 議席<br>番号 | 氏 名     | 応 召<br>不応召 | 出席<br>状況 |
|----------|-----------|------------|----------|----------|---------|------------|----------|
| 1        | 篠 原 眞 稚 子 | ○          | ○        | 6        | 渡 邊 直 樹 | ○          | ○        |
| 2        | 小 林 教 行   | ○          | ○        | 7        | 山 内 彬   | ○          | ○        |
| 3        | 村 田 政 義   | ○          | ○        | 8        | 巴 光 政   | ○          | ○        |
| 4        | 乃 村 吉 春   | ○          | ○        | 9        | 佐 藤 久 哉 | ○          | ○        |
| 5        | 高 橋 剛     | ○          | ○        | 10       | 鹿 中 順 一 | ○          | ○        |

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

| 職 名      | 氏 名   | 出 欠 | 職 名        | 氏 名  | 出 欠 |
|----------|-------|-----|------------|------|-----|
| 町 長      | 佐藤 多一 | ○   | 監 査 委 員    | 藤村 勝 | ○   |
| 教 育 長    | 宮管 玲  | ○   | 選挙管理委員会委員長 |      |     |
| 農業委員会委員長 |       |     |            |      |     |

(ロ) 委任または嘱託

| 職 名       | 氏 名    | 出 欠 | 職 名        | 氏 名   | 出 欠 |
|-----------|--------|-----|------------|-------|-----|
| 副 町 長     | 竹俣 信行  | ○   | 生涯学習課長     | 藤原 勝美 | ○   |
| 総 務 課 長   | 齊藤 昭一  | ○   | 生涯学習課主幹    | 石川 波江 | ○   |
| 総 務 課 主 幹 | 近野 幸彦  | ○   | 学校給食センター主幹 | 阿部 勝弘 | ○   |
| 住民企画課長    | 伊藤 泰広  | ○   | 農業委員会事務局長  | 横山 智  | ○   |
| 住民企画課参事   | 森井 研児  | ○   | 選挙管理委員会局長  | 齊藤 昭一 | ○   |
| 住民企画課主幹   | 松木 幸次  | ○   | 選挙管理委員会次長  | 近野 幸彦 | ○   |
| 住民企画課主幹   | 中橋 正典  | ○   | 監査委員会事務局長  | 松橋 正樹 | ○   |
| 住民企画課主幹   | 加藤 端陽  | ○   |            |       |     |
| 保健福祉課長    | 小野 淳子  | ○   |            |       |     |
| 保健福祉課主幹   | 千葉 誠   | ○   |            |       |     |
| 産業振興課長    | 横山 智   | ○   |            |       |     |
| 産業振興課参事   | 小野 敏明  | ○   |            |       |     |
| 産業振興課主幹   | 小泉 政敏  | ○   |            |       |     |
| 建設課長      | 石川 篤   | ○   |            |       |     |
| 建設課主幹     | 石川 勝己  | ○   |            |       |     |
| 会計管理者     | 五十嵐 正美 | ○   |            |       |     |
| 総務課庶務担当主査 | 菅原文人   | ○   |            |       |     |

会議の事務に従事した者の職氏名

| 職 名       | 氏 名    | 出 欠 | 職 名     | 氏 名   | 出 欠 |
|-----------|--------|-----|---------|-------|-----|
| 事 務 局 長   | 松橋 正樹  | ○   | 事務局臨時職員 | 安瀬 貴子 | ○   |
| 事 務 局 主 査 | 小西 美和子 | ○   |         |       |     |

会 議 に 付 し た 事 件

| 日程 | 区分 | 番号 | 件 名                                 | 顛 末                           |
|----|----|----|-------------------------------------|-------------------------------|
| 1  |    |    | 会議録署名議員の指名                          | 3番 村田 政義<br>4番 乃村 吉春          |
| 2  |    |    | 会期の決定                               | 自 12月 19日<br>2日間<br>至 12月 20日 |
| 3  |    |    | 諸般の報告                               |                               |
| 4  |    |    | 所信表明                                |                               |
| 5  |    |    | 行政報告                                |                               |
| 6  |    |    | 一般質問                                |                               |
| 7  | 議案 | 62 | 津別町民の森自然公園ネイチャーセンター条例の制定について        |                               |
| 8  | 〃  | 63 | 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |                               |
| 9  | 〃  | 64 | 津別町税条例の一部を改正する条例の制定について             |                               |
| 10 | 〃  | 65 | 津別町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定について        |                               |
| 11 | 〃  | 66 | 津別町立老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について        |                               |
| 12 | 〃  | 67 | 津別町相生総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例の制定について |                               |

| 日程 | 区分 | 番号 | 件名   | 顛末 |
|----|----|----|--|----|
| 13 | 議案 | 68 | 津別町新ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例の制定について            |    |
| 14 | 〃  | 69 | 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町木質ペレット製造施設）      |    |
| 15 | 〃  | 70 | 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設） |    |
| 16 | 〃  | 71 | 平成30年度津別町一般会計補正予算（第6号）について                 |    |
| 17 | 〃  | 72 | 平成30年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について         |    |
| 18 | 〃  | 73 | 平成30年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）            |    |
| 19 | 〃  | 74 | 平成30年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について           |    |
| 20 | 〃  | 75 | 平成30年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について            |    |
| 21 | 〃  | 76 | 平成30年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について           |    |
| 22 | 報告 | 13 | 平成30年度定例監査の報告について                          |    |
| 23 | 〃  | 14 | 例月出納検査の報告について（平成30年度8月分、9月分、10月分）          |    |
|    |    |    |  |    |

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから平成 30 年第 6 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

3 番 村 田 政 義 君                      4 番 乃 村 吉 春 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 20 日までの 2 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 20 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎所信表明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、所信表明を行います。

町長から所信表明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 おはようございます。それでは所信を表明させていただきます。

このたびの町長選挙におきましては、町民の皆さまをはじめ各方面から力強いご支援と心温まるご厚情をいただき、四度無投票当選の栄に浴し、再び町政執行の重責を担わせていただくこととなりました。

開会にあたり所信を表明し、議員各位のご支援と率直なご意見、ご批判をいただければ幸いに思うところであります。

さて、3期目の4年間を振り返りますと、それはまさに、地方創生の取り組みを開始した4年間でありました。国は、日本の人口が減少する中、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定し、東京一極集中を是正する、若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現する、地域の特性に即した地域課題を解決するという3本の柱のもと、平成27年度中に都道府県を含めたすべての市町村に対し、「人口ビジョン」と「地方創生総合戦略」の策定を求めました。

このことに対し国は、平成26年度の補正予算において、自由度の高い100%補助の

交付金を計上し、また、平成 27 年 10 月までに「総合戦略」を策定した自治体には、交付金の上乗せを行うとしたことから、十分な体制が取れない状況ではありましたが、全力で策定作業を進めてきたところでもあります。

本町は、「総合戦略」の策定にあたり、これまでの船橋市と筑波大学との関係性に着目して組み立てを行い、事業を進める中でさらに新たなつながりを得ながら、新規事業を構想し現在も取り組みを進めているところでもあります。

さて、再び町政を執行するにあたりその基本となるものは、町民の皆さまの手によって策定され、残り 1 年となりました「第 5 次津別町総合計画」の実行と、現在策定中の「第 6 次津別町総合計画」をそれぞれ実行に移していくことにあります。これを基本とし、今回の立起にあたり公約の主な柱を 4 項目といたしたところでもあります。

一つ目は、「地方創生総合戦略」の策定にあたり実施しました住民及び本町への通勤者に対するアンケート調査の中で、最も改善要望の高かった「買い物環境の整備」を行うことであり、二つ目は、同アンケートで 2 番目に要望の高かった「交通の便の改善」を行うことであります。これらにつきましては、既に「複合商業施設整備等基本構想」づくりと「地域公共交通対策」に着手しているところであり、引き続き取り組みを進めてまいります。

また、明年 3 月に設立を予定しています「まちづくり会社」が、先のアンケートの要望に対する一翼を担うものと考えており、積極的な支援を行ってまいります。

三つ目は、既に策定された「複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」の推進であります。人口減少の伴う中心市街地活性化の取り組みとして、これまで「歩いて暮らせるまちづくり」を基調に、津別市街地内に 116 戸の公共住宅を整備してきましたが、今後、基本計画に基づき、複合庁舎、消防庁舎、複合商業施設、交通拠点、図書館などの施設建設が予定されているところです。4 期目においては、それらの施設の一部が完成することになりますが、その他の施設についても建設への道筋を立ててまいります。

四つ目は、平成 23 年度に開始し、以降 2 年に一度実施しています住民満足度調査において、満足とやや満足の合計が各項目において 70%達成を目指すことであります。これらの達成に向けては、不満、やや不満、わからないと答えた方たちの書き込みに

そのヒントがあると考えており、任期中に2回の調査が行えますことから、達成に向けた取り組みを進めてまいります。

これら4項目に係る予算につきましては、新年度より順次計上したいと考えております。また、このほか国営農地再編整備事業、水道導水管整備事業、ごみ最終処分場建設事業などの大型事業につきましても引き続き推進してまいります。

また、平成31年度中に「第6次津別町総合計画」を策定するにあたり、参考となるよう住民アンケートが実施されました。その結果、「今後10年間で特に力を入れるべきもの」として、先の「買い物環境の整備」を抜き、「病院などの医療環境の整備」が一番となったところです。本町の地域医療の要は、津別病院に担っていただいております。存続のためには、さらなる支援が必要であると認識しており、今後、総合計画づくりの中においても活発な論議が行われるものと思うところであります。

このほか、災害対策、少子化・高齢化対策、学校教育対策、林業振興対策、商工業振興対策、観光振興対策、人づくり対策、移住促進対策、津別高校振興対策、スポーツ・文化を通じた町づくりなど、このほか、数多くの課題につきましても、引き続き取り組んでまいります。

これまで立起にあたりましては、公約にサブタイトルを付けてきたところですが、4期目は、あえてサブタイトルはつけませんでした。1期目は「あいさつをしあう町に」、2期目は「美しくて美味しい町に」、3期目は「まちをロマンチックなエコタウンに」としてきたところです。

4期目は、これらすべてにおいて不十分だった点の改善を行ってまいる考えであります。先の「第6次津別町総合計画」づくりのための小学生向けアンケートの中に、このような記載がありました。津別町の嫌いなところとして、「あいさつをしても返してくれない人がたまにいる」「歩道にごみが捨ててある。あいさつをしてくれない人がいる」と書かれており、また津別町の目指すべきイメージの中には、「たくさんあいさつをする町」「みんながあいさつする町」とも書かれていました。こうした子どもたちの希望にも応えてまいります。

結びに、今後ともまちづくりに熱意をもち、町民の皆さまと相互理解を深めながら、職員と一丸となり、町づくりに全力をあげていく所存でありますので、議員各位にお

かれましては、重ねてご指導ご鞭撻いただきますよう、心よりお願い申し上げ所信表明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） これで町長の所信表明を終わります。

#### ◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から、行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] 本日ここに第6回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には年末のお忙しい中、ご出席賜り厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、11月臨時会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、バース47による進路ガイダンスについてですが、12月1日、津別町公設民営塾の運営委託先であるバース47による、中学3年生と保護者を対象とした、高校選びのための進路ガイダンスが開催されました。

地元の高校に通う時間と費用のメリットについて、私立高校や他の公立高校との費用負担の比較や、地元高校と町外高校へ通う場合の1日のスケジュール比較など、津別高校の有利性について数値データをもとに説明されました。

今後とも、津別高校振興対策事業をはじめとする高校の魅力づくりを推進し、町内の中学生に選ばれる高校となるよう期待し、支援を継続してまいります。

次に、善行表彰についてであります。平成30年秋季日本善行表彰において、高台星屋好春様が、42年の永きにわたり自治会の発展に寄与されたほか、社会福祉協議会役員、民生委員児童委員などを努められた功績により、一般財団法人日本善行会による善行表彰を受賞され、12月2日、網走市において伝達式が行われました。このたびの栄えある受賞に対し、心より敬意を表する次第です。

次に、北海道大学の学生団体「<sup>ハ</sup> <sup>ル</sup> <sup>ク</sup> <sup>ク</sup>」による新たな地方創生事業成果報告会についてであります。12月8日、中央公民館において、75名が参加する中、今年度

の成果報告が行われました。本事業は3年目となりますが、学生の自主的な活動のもと、これまでのような単発的な事業に留まらず、8月から12月までの期間において、複数回札幌と津別町を行き来し、今年は初めて津別高校生も北海道大学を訪問したところです。

今年度は、3つのグループから成果報告が行われました。1つ目は、津別町の特産品を高校生がみずから選定し、みずから北大で販売することに取り組んだ「北大マルシェ班」から、2つ目は、津別町の現状をとらえ高校生と一緒に若者の視点で政策提言を考えた「若者議会班」から、3つ目は、北大生による津別町での体験型教育ツアーを提案する「津別留学班」からそれぞれ成果報告が行われました。1つ目と2つ目の取り組みには、13名の津別高校生が参加し、北大生については、大学院生を含め26名関わったところです。

すべてのグループの取り組みが、まちづくりの参考となるものであり、町としても、取り入れられる事項については、施策に取り入れてまいる考えです。

本事業は、人材育成や地方創生の直接的な効果のみならず、中長期的な関係人口の創出やUターン促進等にもつながることが期待される事業であり、学生の自主的な事業ゆえに課題はありますが、継続的に実施していく考えであります。

次に、北海道地区「<sup>む</sup>ら<sup>ら</sup>ディスカバー農山漁村の宝」選定証授与についてであります。内閣官房及び農林水産省が取り組む「<sup>む</sup>ら<sup>ら</sup>ディスカバー農山漁村の宝」は、地域資源の活用により農林水産業と地域の活力創造につながる優良な事例を表彰するものです。

津別町は、相生振興公社から「クマヤキで地域活性化！」と題して応募したところ、全国1千件を超える応募の中から、北海道7地区の1つに選定され、12月14日、選定委員会より選定証が授与されました。これによりクマヤキとともに津別町の知名度がさらにアップすることを期待するものです。

次に、オホーツク地域おこし協力隊情報交換会についてであります。12月14日、林業研修会館において、オホーツク管内に着任した地域おこし協力隊員の互助を目的とした「オホーツク地域おこし協力隊連絡会」の設立を目指すキックオフイベントが開催され、13市町村から協力隊員27名と、オホーツク総合振興局及び市町担当職員7名が出席しました。

この隊員みずからが企画した情報交換会において、各着任市町村での貢献はもとより、隊員相互の情報交換をとおして協力体制を築き、オホーツクエリアへの貢献を目指し、来年2月に連絡会の立ち上げを決定したところです。地域おこし協力隊制度の導入が、オホーツク地域で広がりを見せる中、広域的な取り組みに対しても支援をしております。

次に、平成30年度北海道猟友会津別支部安全狩猟講習会の開催についてであります。11月20日に恵庭市の国有林で、北海道猟友会会員が起こした猟銃の誤射により、北海道森林管理局恵庭森林管理所の男性職員が死亡した事故を受け、12月14日、北海道猟友会津別支部は、関係機関を招き支部会員を対象とした講習会を開催しました。

講習会では、関係法令と狩猟ルールへの遵守、絶対に起きてはならない悲惨な事故の再発防止を確認するとともに、年内の狩猟自粛と国有林内の狩猟自粛について確認したところです。

次に、農業者トレーニング室増築工事における不適正な事務処理についてではありますが、平成29年度に実施しました農業者トレーニング室増築工事において、消防検査及び建築確認検査に合格させることを優先し、受変電設備工事を取り止め、火災報知機配線工事等に振り向けた一連の事務処理について、協議記録書を残すことや設計変更の手続きが行われていなかったという不適正な事務処理が判明いたしました。

また、平成30年度に実施しました中央公民館高圧受電設備機器更新工事を行った際に、平成29年度に実施しなかった受変電設備工事が盛り込まれていたことを施設管理所管課が把握していなかったことが判明いたしました。

両工事の問題発生の原因は、施設管理所管課と現場監督員との協議や意思疎通の不足によるものであり、これら不適正な事務処理の結果、第5回臨時議会において、平成29年度津別町一般会計決算が不認定となりました。

このことは、津別町にとって極めて不名誉な事態であり、また、行政の信頼を失わせるものと重く受けとめ、議員をはじめ、町民の皆さまに深くおわび申し上げる次第であります。

今後におきましては、懲戒処分等審査委員会での当該職員の処分審査はもとより、津別町不適正事務処理再発防止検討委員会において、再発防止に向けた具体策の検討

を進めており、再びこのような事態が起こらないよう対応していく考えであります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。12月10日現在、一般土木工事関係については、一般維持補修工事その2（町道200号線ほか）ほか20件、2億2,163万8,000円（99.6%）、一般建築工事関係については、本岐団地建設工事ほか26件、4億302万7,000円（100.0%）、簡易水道・下水道工事関係については、北地区個別排水処理浄化槽設置工事ほか10件、2億3,277万2,000円（99.7%）、設計等委託業務関係については、津別町庁舎等建設用地地質調査業務ほか33件、1億8,618万5,000円（95.3%）であり、平成30年度予算分について総額10億4,366万7,000円で99.0%の発注率となっております。

なお、今議会におきまして、条例制定、補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で、行政報告を終わります。

#### ◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第6、一般質問を行います。

質問及び答弁は、一問一答方式にて行います。

一般質問の進め方については、質問者は最前列の質問者席で、答弁者は自席で行うこととします。

質問が完結し、次の質問に移る場合は、次の質問に移る旨の発言をお願いします。

次の質問に移った場合、先の質問には戻れませんのでご了承ください。

質問時間は、答弁含め60分以内とし、反問権の行使があった場合は、反問の時間も含めて90分以内とします。

通告の順に従って順次質問を許します。

9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）　〔登壇〕　議長のお許しをいただきましたので、先の通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず最初に、佐藤町長におかれましては4期目のご当選おめでとうございます。これまでの12年間にも増して、さらに精進され、この4年間を津別町の住民の公共の福祉のために頑張ってくださいことを切に期待いたします。

それでは、町長の政治姿勢について伺いたいと思います。町長の政策決定のプロセスについてお伺いします。町長は現在、政策決定を行う際、「政策調整会議」や「庁議」を経て、議会の議決が必要な案件は議会に上程し、執行権の範疇で議決の不要なものは、そのまま各課に実行させていると思いますが、町長自身の考えた施策はどのようにこの会議の中でリリースされているのかお聞かせいただきたい。

○議長（鹿中順一君）　佐藤君の質問に対し理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）　それでは政策決定のプロセスの関連についてお話をさせていただきます。まず、政策調整会議と庁議の位置づけでありますけれども、事務執行規程の「第4章意思決定等の手続き等」において、庁議は最高意思決定の協議機関としておりまして、政策調整会議は庁議前の総合調整を行う機関とし、どちらも私が主宰する会議であります。

また、いずれも月1回の開催を基本といたしまして、実際の運用は町政の基本方針や重要施策、さらに各課にわたる全体協議が必要な内容を政策調整会議において協議調整し、その結果を庁議に伝えまして最終決定をしているところです。

全体に係る私が発案する施策につきましては、政策調整会議を経て庁議にかけることが多くなりますが、発案内容は事前に構成員に通知し、必要な資料等の作成を要請して行っております。また、庁議は規程にもありますように、事務事業の調整や情報交換の場ともなっているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君）　9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）　〔登壇〕　この二つの会議が行政執行上、大変重要な機関であるということは私も承知しておりますが、ここでの議論が活発になることが、やは

りさらに町政を推進していくことになると考えております。この会議の中で、町長や担当課以外の発言に対しては、ほかの管理職が口出しをしないというような風潮はないのでしょうか。端的にお聞きいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど申しあげましたように、私のほうで提案する事項の部分について資料が必要な場合は資料を求めて、そこで議論しているところです。それから担当課のほうで、ぜひこの会議にかけてほしいという部分については、またその会議に提案されてきています。それはその課で資料をつけて協議がされます。そこでみなさん集まっているのは課長職ですので、そこで議論して一定の見解を出して、庁議に向かっていくという内容であります。

例を申しあげますと、例えば、去年から今年にかけて最近の関係ですけれども、どんなことが政策調整会議で話されているのかということ、たくさんありますけれども、一部紹介させていただきますと、例えば去年の4月では、これから来年の4月に向けて町内でさまざまな企業で採用がありますけれども、そういった町にある会社に採用される方たちが一堂に集まった合同新入社員の〇〇会みたいなものできないだろうかというようなことだとか、あるいは相富さんの火事がありましたので、ここについてどういう支援をしていくかというようなことだとか、あるいは先ほどのグループ制について、係長職の配置というものをどう考えていくかというようなことだとか、あるいは去年の12月、生活保護基準の見直しが国のほうから出てまいりましたので、こういったことに対して町への影響というのはどんなふうになっていくのかというようなことだとか、あるいは空き家対策はいろいろ今進めておりますけれども、なかなか最高で50万円のお金を補助しておりますけれども、それに反応しない方ももちろんいるわけです。そういった方たちに、例えば自治会だとか、隣の人たちがボランティアとして解体作業というのほどこまでできるのかというようなことをちょっと協議してみようだとか、あるいは各委員会や審議会がたくさんありますけれども、そういったところの定数見直しというのも考えていったらどうだろうかというようなこと、それから最近では住宅の建築助成をしておりますけれども、そのお金というのは、例えば固定資産税として何年ぐらいで戻ってくるんだらうかというようなことだとか、そう

いうさまざまなことを話題提供いたしまして、そこで皆さんと議論をしているという状況です。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 今多分、政策会議を中心にこういったことが行われているというお話であったと思います。ここまで12年間、町長一人の力で津別町の町政が進んできたとは思っておりません。やはり優秀な管理職がそれを支えて初めて津別町の行政というのが前に進んできたのではないかと思います。やはり、そうした何と申しますか、チーム佐藤多一、私はこれが一つのスローガンだと思っております。やはり佐藤多一をリーダーとしたチーム佐藤多一でこれからの津別町の町政を考えて前に進めていくことが大事なのではないかなと思います。今いろいろとお聞きしまして、いろんな案件を練っているということはわかりましたけれども、やはりこの会議の中で、管理職の人材育成ということも考えていかなければいけないのではないかなと思います。特に、新しく管理職になった新人主幹にとって、庁議等で発言することは大変ハードルが高いのではないかなというふうに考えます。ハードルを下げたり、発言できるシチュエーションをつくってあげることもベテラン町長ならでは、新人町長にはちょっとできないことかもしれませんが、あえてやっぱり高いレベルを要求するのであれば、4期目の佐藤町長にはぜひそういったことをやってほしいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 新しい管理職といいますか、そこに対しての配慮といいますか、そういったことも町長として対応してほしいということでもあります。そういう思いでいるわけでもありますけれども、今一度原点に立ち返って対応してまいりたいと思います。

そういった中で、管理職全般に対しての考え方として、町長としての考え方なのですけれども、職員数がどんどん減ってきているという現実があります。そういった中で、やむを得ない部分というのはあるのですけれども、課長職というのは、本来、その課をまとめ上げていくというか、そういう任務があるわけですが、しかし、人員不足等々

もあってプレイングマネージャーにならざるを得ないという、そういう実情もあります。しかし、これは管理職として非常に二つ、実践の仕事もしつつ、そして人の管理もしていくと。大きな課になればなるほど、それは大変な状況になっていくわけですが、そういう実情が現実にあるというふうに認識しています。ですから可能な限り、このプレイングマネージャー、プロ野球もそうですけれども、やはり監督なりコーチなりといったものは、その現場をやはり管理、そして何が起きていてどうすればいいのだろうかというのを、それをするのがいわゆる言葉通り管理職であるというふうに思っております。ですから、プレイングする部分も上手に部下に教えていくということが必要であり、そして本来の仕事、管理をするという、そして仕事を通じて職員が成長していくということに力をやっぱり入れていくのが本筋だろうと思っておりますので、そういう環境をできるだけつくっていききたいなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] これからいろいろな政策が進んでいくと思いますけれども、私は、やっぱり多くの人間の議論があって、そして多くの人間がそれにかかわっていくことによって役場全体としての政策に対する共通認識が生まれるのではないかなと思います。釈迦に説法だと思えますけど、部下に町長の施策だと思わせないうで、俺たちの施策だという共通認識を持たせることが大切なのではないかなと思います。ぜひ先ほど申し上げたチーム佐藤多一で政策を進めていっていただきたいということ強く要望いたします。

続きまして、人事配置と管理の考え方についてお聞きします。まず最初に人事配置についてですが、長期の病休や管理職の降格など、少なからず町政の執行に影響があるような事態が起きていますが、町長はどのような方針で人事の配置を行っているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 人事配置の関係でありますけれども、人事配置の基本的な考えについてお答えをしたいと思います。人事配置につきましては、定年退職者に対する後任者の配置と新規採用者の配置部署を考慮いたしまして、一般職につきましては

大体3年程度を目安に異動を行うこととしておりますが、種々の計画策定や大きな新規事業などを行う部署については、業務の内容と経験を加味しながら配置を行っているところです。また、平成22年度より、主査職以下の職員を対象といたしまして、自己申告書の提出を求めており、これらも参考にして人事配置を行っております。

また、平成29年度からは、人事評価に係る管理職による主査職以下の職員に対する面談や、副町長による管理職に対する面談を行いまして、仕事に対する姿勢や熟練度、さらに健康状態の報告も受けるなどし、それらを加味して人事配置を行っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 関連がありますので②も一緒に聞いて、それから議論したいと思います。

町長は、平成20年4月にグループ制の施行、平成24年に大課制の施行といった機構改革を行ってきましたが、本年4月に一部ですが係長制を復活させました。ここに至った議論経過をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 係長制復活の議論経過についてであります。今議員もおっしゃいましたとおり平成20年度に第1次グループ制を導入いたしまして、平成24年度には大課制を導入したところですが、第1次から見ますと既に10年が経過し今日に至っております。この間、自己都合による退職者などの人数も勘案して職員の採用を行ってきましたが、事務経験10年以下の職員の割合が37%となり、行政運営を進めるにあたって熟度の課題が生じているところです。

このような現状を踏まえ、昨年7月に機構改革検討委員会を設置し、町民からの担当をわかりやすくという要望への対応と、さらにはグループ内に主査職が複数いることによる責任の所在のあいまいさを改善することを主な目的といたしまして、係制の移行と係長の配置復活が、グループ制検証検討委員会に引き継ぐ重要課題として答申され、その後、本年1月にグループ制検証検討委員会を設置いたしまして、係制への移行と係長の配置復活が課題であると答申されたところであります。

両検討委員会から主査職の現状での問題点として、担当業務が主担当と副担当の調整・連携という狭い範囲にとどまっているとされ、またストレスチェックでは、同僚間の連携や支援が得られづらいと感じている職員が多いという結果が報告されたところです。

このため本年4月より、試行としてグループもしくは担当内に複数の主査職が配置されている場合に限り、主査職の中から係長を任命して指揮監督を行わせ、他の主査職は係長を補佐することにしたところであります。こういった議論経過になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 私は、この機構改革について、グループ制の検証を含めて平成25年の9月、それから平成26年12月と2回ほど一般質問を行ってまいりました。その中で、平成24年の4月の大課制移行以降、検証を行っていくべきではないかという質問に対しまして、町長のほうからプロジェクトは組んでいないけれども、その都度、不都合な部分を検証して改善していつているというようなお答えでした。しかし、私は、再度グループ制の検証をやっていくべきだという意見交換をしたかと思えます。ここへきて遅ればせながらも機構改革の検討委員会、そしてグループ制の検証委員会ができたことはよかったなと思えます。また今回、職場を見つめ直して、機構の中でやはり今そごが生じている部分を改善すべく、係長制度を復活させたことも私は賛成であります。ただし、この係長制度が現在試行の段階ですから、完全に機能しているかということ、ちょっとクエスチョンマークがつくようなところがあるなというふうに考えております。今度の4月からは、さらにこの係長制度を進めていく考えなのかどうかちょっとお聞きしたいなと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私自身も役場生活が33年間ありましたので、その中でやっぱり一番頼りにしていたのは、自分のすぐ隣に座っている係長というのが一番頼りにできる人でした。課長というのは、なかなか話ができる存在ではありませんでしたけれども、そういったところで例えば法律のことだとか、あるいは町民とのやり取りのこ

と等々、それはこうしたほうがいいんじゃないかというようなことも含めて、そして今はITがどんどん進んできて、目の前にあるパソコンでさまざまな情報が入っているものですから、そこを見るような形になりますけれども、かつては例規類集だとかそういったものに赤線を引いたり、マーカーを引いたりというようなことで、そこが注目点なんだなど、それは譲り受けてきていましたので、そういうことで職員というのは多分成長していき、承知していくのだろうなというふうに自分としてはそういうふうに考えているところです。

それらをもとにして考えますと、やはり身近なところに相談相手、長としての相談相手がいるほうが、これは絶対いいのではないのかなという考えを持っていて、今試行ですけれども、それをどういう形でさらに発展させていったらいいのかというのは、4月に向けて担当のほうとも協議をして決定していきたいなと思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 私も仕事柄役場の中を三十何年いろいろ歩いてきて、役場の中でやっぱり一番華やかというか、エースに見えたのは、かつては係長でありました。係長という人が非常に課長からしても使い勝手がいいし、部下からしては相談しやすいという立場。町民の人も、何か困ったことがあると係名が書いてあるものですから、そこの係長のところにいって相談するということが結構あったような気がします。この係長性は4月からやっているわけですけど、その中で、私はその前からちょっと感じていたのが、職員数が減少する中で、行政事務を進めるために行ってきた機構改革ですが、ここにきて少しそごが生じているような気がいたしました。それは主査という役職から主幹に昇格するときのギャップです。津別町グループ制に関する運営規程、平成24年4月1日訓令を拝見すると、主幹職の仕事は実に多岐にわたります。まず、グループ内の管理及び職員の指揮、課長との連携、1年間の業務分担表の作成、業務管理表の作成、町長や課長からの指示を受ける、また報告をする、それ以外にも部下の相談相手になったり各種会議の出席、議会への対応と、主幹になった途端にそれまで主査職で自分の仕事を中心にせいぜい両隣ぐらいに気を配ればよかったのが、一気に仕事の幅が増えてしまいます。やはりそれは自分の執務環境の大きな変化であり、受け止めきれないものではないかなというふうに感じておりま

した。この係長職を置くことによって、まず係長という立場ですから部下の相談相手、指導はしていかなければいけない。課長の指示も受けなければいけないということで、幾つかそれまでの主査という自分の仕事中心にやっていた部分と違った部分が出てくると思います。当然、課長の補佐のようなこともしなければならぬ。何よりも、次は自分が管理職にならなければいけないという覚悟ができると思います。そういった意味で、ぜひ係長職を上手に使っていただいて、これからの行政を進めていただきたいと思います。

私は肝心なことは、今まで機構改革で行われてはいますが、形を幾ら変えても結局僕はどうもいかないと。じゃあ何が大事なのかと言ったら、その形を変えたシステムの中でのそれぞれの職の意識づけだと思えます。今までグループ制を引いてこういうふうにしてやるんだと、お互いスキルを共有できるようにするんだと、隣のグループの仕事も代わりにできるような形をつくっていくんだと、みんなで町民に対応できるような形をつくっていくんだという意識づけが本当になされてきたのでしょうか。そういうことがなされなかったばかりに結局係長制を復活させなければいけない。でも係長制を復活させても、いまだに私は係長、これは私が勉強不足なのかもしれませんけど係長の名前を全員覚えていません。当然そこに行けばこの人が係長だったかなというふうになると思います。やはりまだ係長制度が復活しても浸透していないんです。やっぱり、それぞれが係長になったという意識をもって次の管理職としてやっていくんだというそういう意識づけをしていかなければ、私は何べん機構改革をやっても失敗すると思っています。こうした意識づけを強く念頭に置いて、今後の機構改革を進めていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今主査職から主幹職へ移ったときに非常に業務がぐっと増えて大変な状態になるというのを見かけるというお話もありました。これは、その通りかなと思います。課長職はまたプラスそれに出てまいります。課長職というのは、その課の中に幾つかグループがありまして、そこに何人かの主幹も配置されているわけですが、その主幹が担当するそのグループ、それも統括しつつ課長職、プラス別のグループも兼務するという非常に厳しい、そういう中で人的なこともあって

先ほど申し上げましたとおりプレイングにならざるを得ないような状態にもなっているかと思えます。かといって職員をどんどん採用するという状況にもいきませんので、それは補完的に係長という職を少し増やしたり、配置することによって、課長職にとってもメリットが出てくるのではないかなというふうに思っています。そこから今度次の段階へ係長から管理職へと進む段階において、管理職になってからの管理職の研修というのはあるのですけれども、管理職になる前の管理職のための研修というんですか、心構えというんですか、そういうのは町村会の研修の中でもちょっと聞いたりしているのですけれども、そういうのはつくることはできないのだろうかと事務局とも話したことはあるのですけれども、なかなかそういう状況には至らないというお話でありました。じゃあ今ある管理職の初めての研修会の中に、予定者をそこに入れるというようなことはどうなんだろうかと。それをすると、やはりいろいろあごで使われているような状況にもなってくるのではないだろうかというようなこともお聞きしたりしているところでありまして、そうであれば、例えば自治大学校だとか比較的長い期間のところ、多分3カ月ぐらいにはなると思いますが、そういったところにある研修制度を積極的に活用して、あなたはそれに向かってきちっとほかの自治体の方たちとも刺激を受けながら勉強してきてほしいという、そういう研修に送り込んでいくということも大事なことかなと思っていまして、これは実は、当選が決まりまして1回目の庁議の中でもそういう方向で予算編成の中で意見交換をさせていただきますということで、管理職にもお話ししたところでもありますので、これは平成31年度の予算編成の中でまた検討してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、まず先ほども言いましたように職員というのは仕事を通じて成長していくものだというふうに考えています。今よくOJTという言葉が言われておりますけれども、ON The Job Training ということで、仕事を通してしてトレーニングされていって成長していくということですので、そののところが意識しながら進めてまいりたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 今OJTのお話がありましたけど、私はOff-JTもむしろ大事ではないかなと。職場を離れた場、部分、もしくは職域以外での研修、

そうしたものが人間としての強さにつながるのではないかなというふうに思っております。全く知らないところに行って研修を受ければ、当然コミュニケーション能力も開発されなければ、そこで物事が進まないわけですから、そうしたものを受けて、また、それを仲間にフィードバックする、全員が受けに行けるわけではないですから、やはり研修を受けてきた者は、それを自分の同級レベルの仲間にフィードバックする、そういったことによってまた自己啓発できるのではないかなというふうに考えますので、そうしたことも考えていただきたいと思います。

それから先ほどのお話の中で、係長一斉研修でもいいじゃないですか。うちの管理職が行って、俺も課長になる前は、主幹になる前はこうだったけれども、なったらこうだったと、だからこういったことを心がけて係長を務めてくれと、そういったような研修でもやっぱり心構えというのは僕は変わるんじゃないかなと思っています。町長は今4年間任期があるわけですがけれども、その後また佐藤町長になるのか、ほかの町長になるのかはわからないのですけれども、この4年間が終わるころには津別町の12年間で2人ぐらい採用、今中途採用で少し層が増えていますがけれども、非常に管理職への登用人材が薄い時代がやっけてまいります。そうしたときに、やはり少ない人数の中で、さらに人材育成をしていなければ、管理職の登用に困るといった事態も出てくるかと思っています。行政は継続ですから、町長は自分がいなくなった後、あとは野となれ山となれといったわけにはいかないわけですから、ぜひ町長の責任において次の人材をきちっと育てていただきたいと思います。その辺のことは多分認識されていると思いますが、確認したいと思いますのでお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ご承知のとおり7年間採用を行っていなかったという、今なかなか過去に戻ることはできないわけですし、私の前、そういう採用できない理由がそれなりにあったわけです。財政状況がだんだんきつくなってきた等々ありまして、6年間採用がない時代があって、そして私が当選した時というのは、12月23日ですので、既に次年度の採用が終了してしまいましたので、それもやらないということでしたので、採用の時期が過ぎておりましたので、プラス私の部分のなった時点も含めると7年間ということで、採用が全くないという状態になっておりました。そこで、そのひ

ずみを解決する一つの方法として社会人枠というのをとって社会で経験された方、年齢層、これぐらいの年齢層にぜひ入って来てほしいなというのをこの間、入れてきたり、それから新規で試験に来られる方も必ずしも公務員の試験というか、オホーツク町村会の試験を受けた方が新卒者ばかりではないわけです。民間でいったん働いて、そして公務員の試験を受けて受けに来るという方たちも中にはいるわけですし、そういう方たちも含めて年齢構成は常に意識しながら、それと合わせて家族をもっているということも人口を増やすということもありますので、そういったことをさまざま総合的に見て、これまで採用を進めてきたところで、これからもしていく予定でありますけれども、それにしても、やはりなかなか今埋めきれないという年代層というものもあります。例えば仮に50代の人を社会人枠として採用しても、なかなかその人もそこになじむまで大変だろうなというふうに思います。そういう無理なことをあえてするつもりはありませんけれども、やはり今いる方たちの研修を含めて能力を高めていって、そしてきっとこれからは管理職になるのが早くなる時代に突入していくんだらうというふうに思いますけれども、そのためにも能力といいますか、そういったものを上げていくような対応を図っていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 行政事務のシステムについてですけれども、現在1課15人という枠で人事配置されております。空き家対策運営委員会の開催遅延、地域防災計画の見直しの遅れ、消防庁舎建設等審議会立ち上げの遅れ、第2庁舎取り壊しの足場分の補正など、内部の人員配置や報告・連絡等が機能していれば防げたかもしれない案件ではないかなと考えます。

原則を守ることも大切ですが、現況を見て即応的な配置をしていくことも必要だと考えます。先日、私が決算審査特別委員会で示唆した報告制度の導入なども考慮すべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 実際に、今動きを見ていただければおわかりだと思いますけれども、そういった即応的な対応というものも今進めています。だれだれというふうには申しませんが、ただ、その人間を遅れているところに配置するということによ

って、出て行かれる側のところの考え方というのも考えてあげなくちゃいけないので、そこが遅れているから、そこに配置して、それでよしということではなくて、そこから抜かれてしまったところのこともやっぱり一緒に考えていかなくちゃならない。その中で今いる人員の中で、なかなか難しいですけれどもベターな状況にもっていきたいと考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕やはり人員配置の問題では、やっぱり弱いところに投入すると。ただし、それをやっちゃって本来普通にやっていたところが弱くなってしまったのでは本末転倒だという考え方はわかります。しかし、やはりそこを上手にやっていただくのが町長の手腕だというふうに思うわけです。きついことを申し上げるようですが、やっぱりそれがうまくやれて僕は町長の給料があるのではないかなと思いますので、副町長ともども一緒に人的な部分を課長たちから情報収集して相談して、ぜひ人をうまく回していただきたいと。今やはりいろんな部分で補正案件が上がってきたりしても、私もうまくいっていないなと感じてしまうことがあるものですから、あえてここで申し上げたいと思います。

また、動かしていく中で人材育成ということにもなるかと思います。グループ制の検討委員会の報告書の中にも単に課を大きなくりにすることなく、意思の疎通や人事管理が行き届く編成とすることという基本的な考え方があります。やはり、この考え方が大大原則だと思います。ですから、管理が行き届くような配置をぜひ知恵を絞って考えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）　〔登壇〕　本年度のまちづくり懇談会の際、何カ所かで町長は「津別病院建設基金」という言葉を口にされました。

新たな政策として実行に移す考えなのか、真意をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　津別病院の建設に対する基金ということのお話であります。これは所信表明でも述べましたが、第6次津別町総合計画の策定に向けたアンケート調査におきまして、今後10年間で特に力を入れるべきものとして、病院などの医療機関の整備がトップになりました。

こうしたことから、今年のまちづくり懇談会において、まちなか再生基本計画の進捗状況報告に合わせまして、「健康・医療ゾーン」の説明に関連させながら、津別病院の実情を報告いたしまして、利用促進と支援の考えがあることを述べてきたところであります。

町から地域医療の要が失われると大変な事態になります。病院を新しくという意見は今でも町民から時々聞かされておまして。建設支援は、病院に対する一つの支援方法と考えており、今後、協議をさせていただきたいと考えております。

なお、この件に関しまして丸玉木材株式会社の工場長に対しましては、こうした考えもありますということでお伝えしているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君）　9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）　〔登壇〕　町長は政治家ですから、どこで何をしゃべってもよいわけなのですが、やはりその発言は重く、言葉には責任を持たなければならないと思います。

まちづくり懇談会でこういうことが出ると、なぜか今までの懇談会でもそうですが、町長が言ったことが、よくも悪くも一人歩きをする傾向にあります。何とか覚えやすい「津別病院建設基金」という言葉というのは非常に何とか覚えやすいというか、印象に残る言葉だったんだと思いますけれども、何人かに私もどうなっているんだと聞かれました。

これは具体的な施策として今回やるのではなくて、そういったことも頭に置いて津

別病院の支援を進めていくということで間違えないのか、まず確認したいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 懇談会の中でもお話ししましたとおり、6期続けて今赤字の状態であります。毎年、今1億4,000万ほどの支援をしているところでもありますけれども、それがさらに人口減少とともに多くなっていくだろうと思います。そうすると、90床あった建物が今現在は60床に落としていますけれども、そういったことがさらに減っていくこともあり得ると思います。

確かに病院側としては耐震調査を行って、耐震調査をして結構何年か経ちますけれども、方針としては、この20年後の津別町の人口を考慮していくと、今新規にどれぐらいの規模で建てたらいいのかというのはなかなか踏み切れないというお話も伺っております。しかし一方で、そういうことで今現在の建物を使っているわけでもありますけれども、私も56日ごとに病院の検査、薬をもらいに行っているものですから、病院のロビーにしばらくいます。そうすると、いろんな方からお話も聞きます。やっぱり新しくなるといいよねというお話は時々聞かされているところですし、そういった病院以外のところでもお話を承っているところでもあります。そうしたことから、この1億4,000万がさらに増えていく可能性もありますし、それと、この先さらに老朽化が進んでまいりますので、そうしたときにやはりアンケートの中にもありますとおり、一番町民が求めているものは、これなんだなというのがやっぱり数字上出てきています。そこに何の対応もしていかないというのは無責任なことでもありますので、そうしたことを含めていくと、ここ何年かの中で建てるといふそういう財源はなかなか確保できないと思いますけれども、そういったことも含めて対応を考えていきたいということを懇談会の中でも話させていただいていますので、そういう方向で進めていきたいなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 建設基金については、こういった言葉が一人歩きしたのだと思いますけれども、ただ津別病院の建設については、やはり頭の中に入れておかなければならないというような答弁内容だったかと思いますが、町長は、このまちなか再生の整備を始めるにあたって、庁舎の建設、津別病院の耐震診断が良好で

あり、当面建てかえの必要がないことも庁舎建設に踏み切った大きな理由だというふうに議会の中でも発言されました。

今、まさに庁舎建設を始めようというところで、なぜ今また病院の建設の話がここに出てきたのか、並行してやるという話ではないと思いますけども、10年は多分当面建てかえる必要がないという話だったと思います。じゃあ15年先のことを考えて、今いろんな支援の策をこれから練っていこうという考えなのか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 以前も申し上げましたとおり、役場が新しくなるよりも病院が新しくなるほうが町民にとっては好ましいことというか、喜んでいただけることではないのかなということ述べてきたわけです。そういった中で、病院側も将来展望を含めて耐震調査により、そしてもう少し様子を見ていきたいということでありましたので、そのとき私が皆さんにお伝えしたのは、それでは先に庁舎のほうをやらせていただきますという言い方をしております。ですから、その次には当然出てくるだろうなと思っています。この4年間の中で、私の任期中に建設するというのは、これはほとんど無理な状態ではないかなと思います。今やろうとしていることがありますので、しかし、それに対する準備はやっぱりしっかり考えて、そういう蓄えもとっていくべきではないかなと思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 先ほど丸玉の工場長とはお話をされているということをお聞きしました。この懇談会の後でも前でもいいのですが、それこそ政策調整会議や担当課とのコンセンサスというか、そういったものを町長はおとりになっているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） とっています。

それは、政策調整会議の中でも皆さんとお話をして、やはり必要ですよと。ただ、いつ建てるとかというようなことはわかりませんが、言及はしていませんけれども、この必要性は内部では認識しているところです。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕わかりました。最後になりますが、町長とは若いころからいろんなことを一緒にやってきたつもりであります。ともにまちづくりのために津別のために頑張ってきた仲間の一人として申し上げたいと思いますが、これからの4年間、チーム佐藤多一と人材育成を念頭に置いて今後の町政を進めていただきたいという私の思いを受け止めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

答弁があればお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君）私も今期4期目ということでありまして、4期、5期、6期とか知っている町村長の中には7期、8期やっている人もいますけれども、皆さん期数が高まってくるにつれ共通して言われるのは、人づくりだということは言われています。これをやらないことにはその町、その組織、そこが続いていかないという、そういう認識をよく示されておりまして、これは全く私も同感ですので、そういうものを肝に銘じて進めていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 次に、5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）〔登壇〕議長に発言のお許しをいただきましたので、先に通告いたしました質問をさせていただきたいと思っております。

先の決算審査特別委員会におきまして、決算が不認定となったという事実は非常に不名誉なことであるなど感じております。今後、今回のようなことを繰り返さないように原因を考察することが肝要であると考えております。私なりに考察をした結果なんですけれども、担当の職員に一義的な責任があるというのはもちろんかなと思うんですけれども、その職員を使う行政側の人事システム、とりわけ人事評価について今一度考えてみる必要があるのではないかなと思っておりました。津別町職員人事評価に関する要綱の第9条には、「人事評価の結果は、被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎及び人材育成のために活用するものとする」とございますけれども、ここで一番の質問なんですけれども、人事評価の活用の実態というのをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 高橋君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 人事評価の活用実態についてのご質問であります。これは、平成29年度より、津別町職員の人事評価に対する要綱を定めまして、その具体的な運用にあたりましては、津別町人事評価制度導入方針と津別町人事評価制度導入に係る実施内容に基づきまして人事評価の取り組みを進めているところです。

この要綱に規定する「被評価者の任用、給与、分限」につきましては、目標設定のあり方や評価基準などの制度設計の課題や、そして評価結果の透明性と公平性の確保が課題としてありまして、給与にあたっては、配分の問題などから現在活用には至っておりません。

同じく要綱の「その他の人事管理の基礎及び人材育成」につきましては、目標設定時における初期面談、次に中間フォロー時の中期面談、そして最後となる期末面談を通じまして管理職より職員へ助言や指導が行われており、人材育成に生かされていると考えているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 今回のこの質問の主旨といたしましては、能力が高く自己研さんを怠らず努力をしている評価が高い職員に対しては、昇給ですとか昇格という目に見える形で報いて、逆に評価の低い職員に対しては、今ご答弁でもありましたけれども、指導を行って能力を伸ばして育てていくということが重要なのではないかなと、その趣旨での質問でございます。

そうすることで、職員には新たなモチベーションが生まれますし、ひいてはやる気の高い職員が増えていくわけですから、ひいては役場全体のレベルアップにも寄与することになるのではないかなということでございます。

このような考え方というのは、終身雇用が崩れた現在の我が国の雇用関係からすれば、一般企業からすれば、至極当然なのではないかなと思うのですが、よく上司が年下、部下が年上というような例は枚挙にいとまがないわけでありまして、こういったような形でも、先ほど佐藤議員の質問の中でも少し出たのかなと思うので

すけれども、やはりやる気を持って能力が高い職員に対しては、そういったようなことでいいのではないかなと思うのですけれども、町長はどういうお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） おっしゃることはよく理解しています。ただ昨年度から始めた内容でありまして、これは他町村の例も含めて参考にさせていただきスタートさせていただいています。既に随分前からこの制度を活用している市は別として、町村を見ていきますと、例えば給料の配分にしては、あるんですけれども実際にやっているというところは聞いておりません。なかなかそこまで踏み切れないというのが実情としてあると思います。議員がおっしゃるとおり、そのことによってモチベーションが上がっていく人もいますけれども、逆に下がっていく人もいます。そこがどういうバランスになっていくかというのも小さな組織でありますので、例えば道だとか大きな市ということになると施設もたくさんいろいろ持ったりして、ところがうちの場合は、大体がいわゆる大部屋の中で仕事をしていますので、そういう中で人間同士の心の動きだとか、そういったことも考えながら進めていかなくてはならないのかなと。そのところはちょっと課題になっていて、なかなか踏み込めていないというのが実情ですので、でもそのままいいのかというのもまたありますので、なお1年、これももう少しで2年になりますので、そういったことも中で検討されてきたことも含めて考えていかなくてはならないかなと思っています。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 今全体についてのお話を町長のほうからいただきまして、給料に反映させている自治体はないということで、前例がないということは、それだけ評価、その他というのが理事者側にとって非常に難しいことなのかなというような感想も持ちました。

ただ、平成25年9月の佐藤議員の一般質問におきまして、佐藤議員のほうから今後人事評価システムが必要ではないかというような問いに対しまして、町長は「職員がやはり一生懸命やるものは、それなりに評価を受けて、そして町のためにさらに頑張ってもらいたいというシステムは、これはあってしかるべきというふうに思っております」と答弁をされております。先ほど、なかなか中身については難しい部分があると

というようなことなんですけれども、給与や分限に関して、もっとこの評価というものを積極的に活用してもいいのではないかなと思うのですけれども、繰り返しになる部分もございいますが町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど申し上げたとおりです。それ以上でもそれ以下でもございませぬ。実際に進める上では、そう簡単なことではないということでありませぬ。給料で差をつけていくだとか、そういうのも一つのある種のニンジン作戦みたいな感じもしないでもないわけなんですけれども、それはマイナスの部分のイメージです。でも正当に評価される部分が、やっぱり給与も上がっていくというのは、これはやはり社会の中であっていいのではないかなというふうに思っています。そこに行き付くために、それがやっぱり制度として働いている人たちに納得感というのが出てこないとか、何かお手盛りでやっているのではないかだとか、人を気に入っているからやっているのではないかだとか、そんな見方も当然出てくるというふうに思いますので、そうでないような、先ほど言いましたように透明性だとか公平性というのがしっかり確保されたねと、大体これでいけるかなというところにこないとか、そこまでなかなか今行けということで踏み込んでいくというのは、もう少し慎重になるべきかなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] わかりました。ぜひとも研究というか、その透明性、公平性の確保というのをどういうふうにしたら実現できるのかというようなこともぜひ検討いただければなと思います。

それでは二番のほうの質問に移らせていただきます。6月の山内議員の一般質問におきまして、休職者の人数についての質問がありました。長期休職者が複数いる事態というのは、本人、それから町民、行政いずれにとってもメリットがないのではないかなと思います。これは、非常にゆゆしき事態なのではないかなと考えますが、その後の現状というのはどうなっているのかお答えいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 6月議会での休職者のその後に関してですけれども、6月の

時点では休職職員が2名、それから長期病気休暇職員も2名ということでお話しさせていただいておりますけども、現時点におきましては、休職職員は4名でありまして、長期病気休暇職員は1名という状況でございます。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 今お答えいただきまして、6月の時点で休職されている職員の方が2名、長期病気休暇ということで2名、4名だったんですけれども、現時点では休職職員が4名、長期病気休暇の職員の方が1名ということで5名ということで、足すと1名増というような形でありましてあまり変わっていない。病気で長期休んでいるというのは、これは繰り返しになりますけれども、やはり仕事の面でいっても本人にとっても行政にとっても、その仕事を享受する町民にとってもメリットはどこにもやはりないものですから、やり方、復職へのアプローチの仕方ですとか、あと以前6月のときには、精神的な疾患でという方が多いということもお伺いしておりますので、そういった方への復職へのアプローチの仕方と、現在いる職員の方へのフォローですとか、そういうやり方、アプローチの仕方というのを変えてみてもいいのかなと思うんですけれども、今後新たな取り組み、その他ということをお考えであればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） その点につきましては、担当課が進めておりますので、そちらのほうから答弁させていただきます。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） それでは、復職へのアプローチということでございました。基本的に復職を主たる目的というよりは、やはりこういったすべてがメンタルに起因する休職あるいは病休というような状況になっております。基本的にこういった疾病をなくすための職場環境をどうしていくのかという予防が第一であり、重度化させないための早期発見、専門のほうにいかにつないでいくのか、そしてもう一つがただいま高橋議員のほうからございましたように再発防止、あるいは社会復帰、職場復帰に向けてどのような対応をしていくのか、この三段階は欠かせない課題だろうと考えております。これは単に総務課だけの課題ではなくて、それぞれの職員が配属され

ている職場、職場の課題でありまして、この間も市町村共済組合が主催しておりますメンタルヘルスに関する特に管理監督を任されている管理職の研修、こちらのほうに当該休職者あるいは病休者が発生しているところの管理職については、特に参加を呼び掛けながら今後の対応、あるいは再発防止に向けた対応をとっているところであり、また、人事管理を担う総務課長、私の立場では、専門的な研修が札幌レベルでも開催されまして、そこで学んできたことを資料等コピーしながら該当職場のほうに配付するなどして、そういった再発防止、あるいは職場復帰に向けたアプローチについても共通の認識を持つような形で対応しているところでございます。ケース、ケースに応じて総務課長、私自身が、お父さん、お母さんと連絡を取り合っているケースもありますし、職場長のほうが連絡をとりやすいという方もいますので、必要に応じてその後どうですかというような連絡を取り合いながら、現状の把握を行っているということです。

私自身が認識している範疇でありますけれども、やはり一番は、そういった疾病にかかった主たる原因から離れる、もしくはそれを離れて改善に向けていく、日常生活に慣れていくような、要するに朝きちんとした時間に起きて、3食ごはんを食べ、寝る時間には寝る、床屋も行く、風呂もちゃんと入れる、これが職場復帰の大前提になるわけでありましてけれども、何カ月、あるいは1年近い間、職場を離れるということからいけば、日常生活も非常に低下していくということからいけば、体力、健康の面でも別な疾病の恐れもあるということからいけば、職場復帰というのは非常にハードルが高いという認識を持っています。そういったことも含めまして、家庭から、家から外へ出て、日常生活ができているのかどうか、薬にそう頼らなくても寝られるようになっているのか、そういったところも連絡を取り合いながら復職に向けたアプローチを行っているところでありますけれども、なかなか催促をすることはプラスでないことも十分承知しております。はじめに戻りますけれども、基本的なこの間の専門医が定めている復職に向けたステップ、三段階ほどありますけれども、そういったものをもとにしながら現在も連絡を取り合っているところであります。職場に復帰されてからも、1時間勤務、あるいは半日勤務、1日勤務とした場合でも時間外勤務はさせない、あるいは出張はさせない、会議の司会進行はさせないというようなさまざまな本当に

職場復帰で当初どおりに頑張れるまでには長い道のりがあるということを承知しております。そこら辺につきましても、職場全体で共有しながら対応策を講じているということであり、不十分なところについては補いながら、さらに進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 今総務課長のほうからさまざまな現在の取り組みをお伺いいたしまして、一筋縄ではいかない問題だと思いますし、今の現状、取り組んでいるお話をお伺いしても、一步一步進んでいくことが非常に重要なのかなというように感想を持ちましたので、今後もそういったような形で進めていただければいいのかなというように感想を持ちました。

それでは、三番目の質問のほうに移らせていただきます。②の質問と同様なんですけれども、6月の山内議員の一般質問におきまして、町長は答弁においてストレスチェックの実施結果のお話をされております。その中で、仕事の量的負担と質的負担が重いという、そういう方、それから上司や同僚の支援が得られないと感じる職員の割合が全国平均を超えておりまして、年齢を問わず全庁的な傾向という形になっておりますというお話をされております。官民を問わずだと思っておりますけれども、どこの職場もそうなんです、新しい仕事ですとか、高度な仕事をやる場合には、総じて時間がかかりますし、周りの理解、協力がなければさらにそういった傾向には拍車がかかるのかなという思いがございまして、そうしますと、どうしても集中力という面も欠けてきますので、長い間ずっと仕事をしているというのもありますので、ミスもちょっと増えてくるのかなということも考えられます。グループ制の先ほどもちょっとお話がございましたけれども、一つの要因といたしましては、仕事の量的、質的な負担の軽減というのもあったのかなという思いもございましてけれども、平準化という意味では、仕事の平準化はどこまで進んだのかということなんです、これに関してお答えをいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 仕事における量的負担と質的負担の平準化ということでありましてけれども、今議員がおっしゃいましたとおりストレスチェックの結果におきま

て、職員の仕事での量的負担と質的負担の傾向が全国平均に比べてやや高い現状にあります。この要因としては、経験の浅い職員の割合が先ほど申し上げましたとおり約4割に近いことや、あるいは技能労務職の職員を事務職員に配置転換した影響もあると考えているところであります。

また、長い経験年数をもつ職員にあっても、新規事業や新たな業務を担当する場合、異動によりまして、そういった場合、業務の量と質に変化が当然生じますが、これにつきましては、一般職公務員のある意味宿命であるというふうに考えています。そうしたことから、平準化というのは、そう簡単にでき得ることではないなというふうに考えておりまして、解消に向けましては、人事評価に係る面談をとおして助言と指導を行うとともに、人材育成を意識した研修の充実というのが大変重要であるというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 今お答えいただきまして、まさに私自身も平準化というのが、仕事の量というのは割り切れる数字とか、そういうことではないので、課とか係によって、人によって、担当しているものによって全然違うので、それを全く平準化というのは正直言って無理だと思っております。ただ、同じグループ内でもやはり量というのはどうしても仕事がほかに振れる人、振れない人といういろんなところが出てきますので、どうしても量に差が出てくるのかなという気はいたします。その中で今ご答弁にございましたけれども、少しでも解消ということに向けて取り組むというのは重要なのかなと思うのですけれども、その解消に向けて人事評価に係る面談を通じて助言と指導を行っていくという今ご答弁がございましたけれども、ちなみにこの助言と指導、中身はどのようなものなのでしょう。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（竹俣信行君） 人事評価にあたりましては、第一次、第二次というような形で分けておりまして、管理職の部分については第一次面談で私が担当し、その他主査以下については、第二ということでやっておりますけれども、それぞれ課長、それから主幹等からお話を聞く中で、先ほどもお話ししましたように、初期それから中間、それから期末ということに分けておりますので、初期、中間の段階で、これもやはり

ケース、ケースの対応になりますけれども、そういった対応を含めて管理職にお話しし、また管理職がその話を得た中で、それぞれの主査、係のほうにお話しするという状況になっております。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）〔登壇〕 ここでこの質問を取り上げた主旨というのは、仕事がやはりどうしても重なってくると体力的にも精神的にもちょっと疲弊してくるということが多々出てくるのかなというのがございますので、そういった先ほどの問題にも少しかかるのですけれども、ストレスの軽減、特に仕事の量ですとか質ですとか、そういったものに関して、事前に過度なストレスがかからないようにするというような意味でも、平準化をすれば特別ものすごく仕事が多くなるとか、そういったような方をつくらないことが、一つのストレス軽減にもなるのではないかなということで、この質問を取り上げさせていただいた次第です。

それでは、④の質問のほうに移らせていただきます。④の質問なんですけれども、こちらのほうは休職中の行動規範についてであります。先ほど②の質問におきまして、現在休職者の数というのを伺いました。現在も複数人、5名の方の休職者というのが存在しております。病気療養の休職というのは、有給休暇などの場合と違いまして病気を一日でも早く治していただいて、職場復帰に向けてまさに療養する期間ではないかなと考えております。休職中の行動規範のようなものがあるかどうか伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 休職者の行動規範の関係でありますけれども、これにつきましては、特に設けてはおりません。こういう方に対しては、先ほど総務課長からの話にもありましたけれども、時折こちらから本人や家族に連絡をとるなど必要な聞き取りを行っているところです。その本人につきましては、長期にわたった場合、減額されているとはいえ給料が支給されておりますので、本人においても休職中の過ごし方には十分注意を払っていく必要があるというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）〔登壇〕 休職者にとって一番重要なことというのは、一日

も早く心身ともに健康を取り戻していただいて、職場に復帰できる体制をとっていただくことだと思います。先ほど総務課長のほうからもお話がございましたけれども、まず体力もつくっていただいて、少しずつ仕事にも慣れていただいて、伸ばしていただいてというような形で体制をとっていただくのが一番重要なのかなと思っております。行動規範を定めることで、それがかえってプレッシャーになって治療の妨げになるというのであれば、これは本末転倒だと思います。ですが町民の目もございますので、先ほど聞き取りということで、やっているということでお話をお伺いいたしておりますけれども、そこの連携をさらに密にしてやっていくことが重要なのではないかなと思いますので、これに関しましては、これで終わらせていただきますけれども、これからは体制につきましては、休職者の方にも寄り添っていただいて、一日でも早く復帰できるような体制をぜひともとっていただければと思います。

それでは、5番の質問のほうに移らせていただきます。分限処分の実態ということでお伺いいたしますけれども、病気療養の長期化、またはその他の理由、いろんな理由があると思うのですけれども、場合によっては分限処分ということも出てくるのかなということがあるかもしれません。分限処分の実態について、過去の事例などもあれば教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 分限処分の実態でありますけれども、当町における分限の手続きについては今議員がおっしゃったとおり「津別町職員の分限についての手続き及び効果に関する条例」、それと、その規則に基づいておりますけれども、現在のところ私が在任中での実態につきましてはありません。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） 〔登壇〕 分限処分がないという今お話をお伺いしまして、これはすごく喜ばしいことだなと、いいことではないかなと思っております。これからはないことが望ましいと思いますし、ほかの町の分限処分の例を見ると、非常にちょっとこれはやったら大変だよねと、半分犯罪じゃないのかなと思うような理由で非常に悪い理由で分限になっているという例が散見されまして、そういうことが津別町

では佐藤町長になってからはないということなので、これはぜひとも続けていただければいいなと思います。

ただ、分限処分自体は、私は最後の手段なのではないかなと思いますし、最後の手段を持つことは、それは緊張感を生む一つのツールなのではないかと考えております。事例がないとのことなので、これもこれで質問を終わらせていただきますけれども、ぜひとも今後もこのようなことがないように職員ですとか、上司の皆さんが部下の皆さんをフォローしていただいて、ぜひともこのいい状態をずっと続けていくような形に今後もしていっていただければと思います。

本日は、一問目人事管理という観点でさまざまな質問をさせていただきましたけれども、今回質問させていただいた内容は、一朝一夕には難しいなと。どの質問もそうなのではないかなと考えておりますし、ですが、今後もこういうことに関しては、私自身に関心を持って推移を見守っていこうと考えておりますので、本日は一問目、ここで締めさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ありがとうございます。最後の質問の分限ですけれども、この分限という言葉は、なかなか一般の町民の方にはわかりづらい言葉だというふうに思います。短縮している言葉というふうに見ていただければいいと思うのですけれども、地方公務員、国家公務員もそうですけれども、公務員の場合、さまざまな身分保障がされています。その身分保障の分、分限の分、身分保障を受けているので、それにもう身分保障をするには、あなたは限界がありますよということで身分と限界と組み合わせた言葉というふうになっておりますけれども、これは、やはりそういう状態、もう公務員としてはどうなんだろうというようなことの振る舞いだとか、さまざまなことがあれば降格もしくは免職することができる。ただ、免職の部分については、これは懲戒ではありませんので、退職金やなにかはあたるという形になっていきますけれども、そういった実情にならないように、まずはしっかり何度も申し上げていきますとおり研修等を通じながら、そして制度の係長という制度も含めながら、その人が職場で成長していけるような環境をつくっていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] それでは、二項目めの質問に移らせていただきます。町長は先月の町長選におきまして、みごと4選を果たされました。その折り、町民に向けまして、4期目で取り組むこととこのことを表明されております。その中で、先ほど所信表明の中でも述べられておりましたけれども、買い物環境の整備、交通の便の改善など大きな項目が4項目ございまして、そのほかに取り組むことといたしまして、これも先ほども出ていましたけれども、地域医療確保のため津別病院への支援拡大など、あと津別町まちづくり会社の設立と運営支援ですとか、多くの項目がございまして。その中で「民間による福祉施設建設への支援」というものがございましてけれども、これの中身は具体的にどのようなものなのでしょうか、教えてください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 民間による福祉施設建設への支援についてのお尋ねでありますけれども、これは平成26年4月に特別養護老人ホームいちいの園を経営移譲いたしました社会福祉法人恵和福祉会を意識したものでございます。

昭和58年4月に開設した同施設につきましては、老朽化が進みまして改築が検討されているところであります。第7期介護保険事業計画では、このように記述しておりますけれども、「本町にある特別養護老人ホームの老朽化についても施設の増改築を検討しており、今後の北海道における老人福祉施設整備方針の動向も注視しながら、中長期的な施設整備のあり方についても検討していきながら、利用者一人一人がその人らしい日常を過ごせるような環境づくりを目指していきます」というふうに第7期の介護保険事業計画に記載されているところであります。

その第7期計画の中では、第9期の中の平成37年度が想定されているところでありますけれども、これが繰り上がって第8期になることも考えられるところであります。現在、法人におきましてはユニット化の問題や職員の確保の問題など検討がさまざま行われておりますが、仮に建設に際しましては、美幌町の例を参考としながら対応していきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）　〔登壇〕　最初にこれを見たときに、正直どこのことなのかなというのがあったのですけれども、今ご答弁いただきましていちいの園のことということなものですから、いちいの園ということでお話を少しさせていただければと思うのですけれども、これは増改築なのでしょうか。それとも全く新しい新設というか新築にするということなのでしょうか。その辺は答えというか出てますでしょうか。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　両方検討しているようでありますけれども、一番は人の確保が非常に厳しい状態にあるということで、そこがやっぱり規模も関係してまいりますので、規模を大きくしても人の確保ができなければ対応できませんので、そこら辺がうまくいくかどうかということで、この間、理事長も年に一度報告に来られていました、それから300人ほど集まって美幌、津別の両方に施設を持っておりますので、毎年美幌町で忘年会が開催されるのですけれども、そこにも毎年呼ばれて行っておりますけれども、やはりそこでも人の問題が非常に厳しい状況にあるということで悩んでいる実情がお話しされました。ただ、今回、入管法の関係で外国人労働者の部分も出てまいりましたので、それがうまく連動していくのかどうかということも、以前は外国人というのは一切口から出ていなかったのですけれども、その辺もというようなニュアンスが出てきていますので、それらを含めて増築、増築となると今の所になりますし、新築となると別な場所ということになります。候補地としては、こことここがありますよということは、これまでも議員の皆さんにも時折お話をしてきたとおりでありますので、新築の場合はまた協議をさせていただきたいなと思っております。

○議長（鹿中順一君）　5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）　〔登壇〕　増改築にしても新設にしても、その具体的な内容としては、恵和会に対して津別町が例えば補助金の申請であったりとか、あとは恵和会が負担する建設費用、足りない分を津別町がというようなことが想定されるのかなと思うのですけれども、具体的な内容は大体その二点というようなことで考えておけばよろしいでしょうか。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　まずはきちっと法人のほうで建てるということが大前提にな

ってきますので、そのときに町としては、これはずっと以前から言っておりますけれども土地の提供、それと建物の費用については、美幌町の例を参考に、同じ法人ですので、参考にしながら検討させていただきたいというふうに思っておりますので、その内容になってくるかなと思います。あとは、明確にどこの介護保険事業計画の中できちっとはめ込んでいくかという、今はぼやっと平成37年ということで計画書の中では載っておりますけれども、より具体的なことが出てくれば、また皆さんと協議をさせていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] わかりました。今回、財政的なことに関しては、まだ私もこの間園長と少しお話をさせていただきましたけれども、まだ決まったわけではないので、どのぐらいかかるとか、そういうやつもまだ全然決まっていないと思いますので、財政に関しては今回テーマといたしません、ちょっとあと1、2点お伺いしたいのですけれども、私自身今特養の厨房で働いているというのがございまして、すごく「いちいの園はいつ建て替えるの？」という話を実はよく質問されるのですけれども、管内には旧耐震基準で建てられている特養というのが、まだ建て替わっていない所が具体的な数字はちょっと忘れたのですけれども、確か7、8カ所あったのではないかなと。それと、新耐震基準で津別よりも古い新耐震基準の所が確かもう一カ所あったと思うので、人に聞かれたら「津別は10年後ぐらいかな」という話をずっとしていたんです。なので、今回、町長の取り組むことというのに記載をされたということは、スケジュール的になんですけれども4期目の、この4年間で建て替えだったり増改築だったりとか、ある程度の形が見えてくるなと町長は思っているんじゃないかなと。ということでよろしいのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それは今の時点ではっきり申し上げられません。先ほどいいました旧耐震基準等々の関係については、これもずっと代議士だとかさまざまところで要望をしてきました。道議会の方たちも来て、これは道の先ほども言いましたとおり老人福祉施設整備方針、これに北海道が付くのですけれども北海道老人福祉施設整備方針、ここに基づいて補助金等をもらうこととなります。その対象にいつまで待

てばいいんですかということで、ずっとこの間、何年も詰めてきたところですけども、ようやくうちは58年ですから56年の旧耐震基準以降に建っています。ですから、そして56年以前のところがまだ数件ありますので、そこが終わらないとこっちに回ってこないということもありますので、いつまで待てばいいんですかということはこの間ずっとお話をさせていただいたところですけども、今もしここがやろうとすればできるような流れにだんだん雰囲気になってきています。ですから、あとはこの時期にやってみて、これは経営上の問題がありますので、こちらが幾ら建てなさい、建てなさいと言うわけにもいきませんので、そういったまず法人のほうで計画を練って、この時期にこうしたいと。ついては、町に例えば土地の問題とかお金の支援だとかというのは、それから出てくるのだらうと思いますけれども、そのとき対応して、こういう要望が出ていますということは、当然所管の委員会のところにもお話しすることになりまして、そこで議論も深まっていくのかなと思います。

それと先ほどちょっと一つ漏れたんですけども、実はケアハウスのほうからも増築の要望がこの間出始めてきていまして、それは一体どれぐらいかかるのか、どれぐらいの規模でどうなのかというのは示されておられませんけれども、ついこの間も、理事長と事務局長も見えられまして、やるとすればこんな方向を考えているというのを、そう遠くないうちに考えをお示しさせてもらいたいということで来ておりますので、それはそれでまた出てきてから、今は何とも言えませんので、見てまた皆さんと協議もしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] わかりました。ケアハウスの件は初めてお伺いしましたし、先ほどからお話ししているいちいの園、特養に関しましても両方ともお金がかかるのかなと。ただ、老人福祉に関しては、津別町の人口が下がっても比率的には津別の高齢者の比率というのは上がっているわけですから、それでもかなり津別町で特養に入りたいと言っている人が今大体90人ぐらいとお伺いしておりますので、かなりそういった意味でも需要は高い施設だと思いますし、お金をかける意味もあるのかなと思いますけれども、まちなか再生との絡みでなかなか厳しい面も出てくると思

いますので、お金に関しては、これも佐藤議員の先ほどのお話じゃないですけど、お金の話をすると大体それがひとり歩きしてしまうと、またいろいろ問題があるかなと思いますので、今回は具体的な話は一切お金に関してはしないで、具体策で見えてきたときに、またいろんなお話を議論させていただければいいかなと思います。

最後に一つだけ質問させていただきたいのですけれども、私最初に見たときに正直建て替えかなと思ったのですけれども、建て替えるのであればまちなか再生計画で示されている所かなと、福祉住宅ゾーンなのかなという気はしたのです。それと同時に面積的な面で、それこそケアハウスのある達美の向こうか、どっちかが候補地なのではないかなと思ったのですけれども、仮に達美のほうを選ばれた場合、福祉住宅ゾーンですけれども、あそこは高齢者住宅とかそういったような形で転用するというか、何かを建てるとか、そういったようなお考えが今あるかどうか最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まちづくり懇談会等でもお話ししているとおりですけれども、とりあえずまちなか再生の計画をつくるときには、福祉住宅、高齢者の方たちのそういうものを想定しようということで、ああいう計画が立っています。その中で、進む中で町としてすぐ土地を用意できるというのはケアハウスの横にたくさんの土地がありますから、そこは文句なく提供できて、その一帯が福祉関係の施設がみんな並ぶようになりますので、それはそれで対応できるなというふうに思っていたところです。そうした中で法人とも時々話し合いとか会合もありますので、そういった中で人の確保というのは難しいということで、であれば、その人を確保するためにまちなかに施設があったほうが1時間なら手伝えるとか、3時間なら手伝えるという人が来やすくなると。だからそういうまちなかに建てるというのも一つの物の考え方ということで浮上してきたわけです。ですから、そこに絶対そこにすることではなくて、想定される所は今2カ所あるということで、これは法人の考えにもよりますので、それは協議しながら、どちらも町有地ですので対応できるのかなと思って、仮にケアハウスのほうを選択されるのであれば今の所はまた計画に出て、名前として出ているような高齢者住宅という、そういう関連のものになっていくのかなと思っています。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時 11分

再開 午後 1時 10分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] ただいま議長に発言のお許しをいただきましたので、先に通告の件につきまして質問させていただきたいと思っております。

最初に、これまでまちなか再生事業関係に含めて特別委員会でそれぞれ協議をされていると思っておりますが、その関係について、確認を含めて何点かお伺いしたいと思っております。

最初に、J Aつべつの事務所建設計画における隣接の民有地、倉庫、津別ハイヤー含む建物がありますが、そこについてはJ Aが直接用地を購入し、既存の建物の取り壊しはJ Aが行うものの、解体費用は町が負担するとしておりますけれども、町が負担する法的根拠を含めて具体的に示していただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） J Aの事務所建設に係る隣地、それから既存建物の解体費の負担の関係でございます。複合庁舎建設等まちなか再生についての事項につきましては、議長を除く全議員による複合庁舎建設等調査特別委員会が設置されておりまして、これまで18回開催され、その都度説明をさせていただいているところでありますので、その反復となります。

J Aからは以前より事務所の移転新築にあたりまして、移転補償に準ずる対応を求められていましたが、事務所の改築はJ Aにおいて数年前から計画されていたことでもあり、また、まちなか再生に対する協力を要請してきたことから、建設費や解体費を町が負担することはできない旨を伝えてきたところであります。

その後、協議を重ねた結果、J Aは金融部門ももっているため、まちなかでの営業継続を考え、第2庁舎付近での事務所建設を希望しましたが、駐車場を含めた必要な敷地の確保が難しいことから、国道に面した地続きとなる当該民有地を町が購入し、更地にした上で売ってほしいとの意向が出されました。

この点に関しては、まちなか再生基本計画を推進する上で、現在のJ A用地の取得は欠かすことができないものであり、買い物環境を整備するためにも何らかの補償も必要であると判断したところです。

そこで、当該民有地所有者の意向を確認したところ、土地の売却には同意するものの、建物の解体は購入者で行ってほしいとの意向が示されました。その後、所有者よりJ Aが使う土地であれば、町を経由せずに直接J Aと契約したほうが事は簡単に済むのではとの申し出があり、これにJ Aも理解を示したところであります。

こうして当初、町が購入して更地にする方向で話が進んでいましたが、J Aが解体することになったため、その費用を町が負担するとしたものでありますので、ご理解をよろしく願っていたと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] お答えをいただきましたけれども、私が答えていただきたいのは、費用を町が負担すると、そのことについて、どういう法的かつ公金を支出するわけですから、それなりの正規な理由がなければ町が負担することができないのではないかと。そういうことで、再度これあたりについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは法的根拠ということではなくて交渉事で決まってきたということでもあります。ですから、これが単に複合庁舎といいますか庁舎の改築、建築だけであれば、それはそこでやればいいだけの話なんですけれども、ご承知のとおりまちなか再生基本計画というのは、これから先さまざま商業施設だとか図書館だとかいろんなものがかかわってきます。そうした中で、町有地だけでは建設は困難ですので、そのほかの人たちにも協力をしていただかなければなりません。その売っていただく土地の中で、やりとりの中で、交渉の中でこういう条件であれば売ってもい

いですよとか、こういう条件であればこうしてもいいですよということですので、そういう条件が出て、こちらも協議をして、そして皆さんにお諮りして、これでよろしいでしょうかということで物事を進めているということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 今お答えいただいたんですけれども、交渉は当然相手があって交渉するわけですから、その交渉経過の中で町の公金を支出すると、そういうことになる、やはり町としての公金を支出する根拠、これは絶対必要となります。それなしでは、予算を組んで支出するのはいかなものかと。というのは、地方公共団体が法令上認められている補償的なものを、いわゆる地方自治法第238条の5の第5項で、この制約が縛られております。かつ、上位法でいくと憲法第29条の3項で正当な補償がうたわれております。これに適用、法的にこれにマッチするかどうか、そちらの理事者側のほうで検証したのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それであれば、そのようなご質問が先にいただければこちらでも対応したというふうに思いますけれども、いずれにしても、まちなか再生計画、これをパブリックコメントでも承認された上で、それを推進していく上でのやりとりということです。

ですから、これは合法であると考えております。ケースとしては認定こども園のときの旧幼稚園の解体もこちらでみたという経過もございます。それはあくまでも交渉のやりとりということで、そして議員の皆さんにもご了解をいただきながら、事を進めてきたということでもありますので、基本的なところはまちなか再生基本計画、これに基づいていく上で、そこでやりとりの中で、交渉の中で、のめない部分とか、のめる部分だとかというのが出て、これからも出てくると思います。それは、また庁舎特別委員会の中で協議をさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 調べていないと思われるような答弁ですけれども、私が言っているのは、通常取引であれば、民間同士の取引であれば、当然公金を支

出しないで建物解体というのが発生するのですが、今回はまちづくり再生の中の一環事業の絡みがあるということで今お答えいただいたのですけれども、この経過は先ほどのお答えの中で、JAとのやりとりがあったと、そういうことで進んでおりますけれども、それじゃあ、倉庫の解体費用というのは面積がどれぐらいで、どれぐらいの解体費用がかかるのか。かつ、ハイヤー会社の建物について先日の委員会の中でも担当の主幹のほうから約300万ぐらいかかると。これもきちっと計算されたものかどうか分かりませんが、町として、これあたりきちっと把握した中でそういう判断に進んでいるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） おおむねの数字は担当からこれまでも庁舎特別委員会の中でお話ししているとおりだと思います。その中でこれから契約が終わって、そして売買が終わって取り壊しということになっていきますので、そこが発注するときには幾らになるかというのが正式に出てくると思いますので、おおよその部分については、前回、それからこれまでの委員会でお話ししたとおりであります。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 交渉事が進んでいると、そういう中で、やはりそういうきちっとしたものを把握した中で仕事を進めるべきでないかなと思います。複合庁舎をつくる段階から農協との関係は、町長も力の入れぐあいがいろいろあったんですけれども、私は個人的な考えで何かそれあたりも引きずりながら進んでいるように感じられるものですから、きちっと説明を住民にできるものを示しながら理解を求めてこういうものが進まなければ、今後重要なこういうものが交渉事含めて出てくるものですから、きちっとしたものを出しながら理解を得ていくということで進んでいただきたいと思います。

この委員会の中で、副町長含めて説明、報告をしていただいておりますけれども、補償的なものだという観点から今回のJAが民地を求める建物の解体費を町が負担すると、そういうことになっているのではないかと思いますけれども、町が負担する建物の解体費は町の予算上どこに入るのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（近野幸彦君） 先ほどの部分もちよつと説明しますが、以前、特別委員会で説明した以降も J A と若干協議いたしまして、解体費のほうはハイヤー会社のほうが 85 平米、それから車庫のほうが 139 平米ということで、合計 224 平米、以降 J A が取り壊すわけですが、J A のほうで見積もりをもらった段階で 240 万弱ぐらいの見積もりをもらって、これを新年度予算に上げさせていただく予定です。その予算科目は 22 節の補償料ということで上げさせていただく見込みであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） [登壇] これから新年度予算含めてこの事業絡みで予算措置をしていくと思われまますが、先ほど聞いたとおり町が負担する公金の支出のいわゆる予算上はどこに入るのか、補償なのか補てんなのか、損害賠償なのかいろいろあるんですけれども、それを私は聞いているところでございますので、再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） その部分については、これから予算編成がまだ 1 月から始まりますので、それぞれ今担当のほうで予算を組んでいるところです。それを見て、1 月の中旬から私の査定に入ってきますので、その中でこれが正しいかどうかということ判断して計上させていただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） [登壇] こういうものは、交渉する段階できちっと把握された上で進めるべきでないかなと。そうしないとまた支障が生じることになるのではないかと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、二つ目の項目ですが、役場の第 2 庁舎、社会福祉協議会が建物の解体終わって更地になりつつありますけれども、第 2 庁舎の駐車場として道路を挟んで約 140 平米ほど町有地がございますけれども、第 2 庁舎の駐車場ということであれば行政財産になるのではないかと思います。そのことから、現在、J A が隣接している民地を借りて駐車場にしているようでございますけれども、この第 2 庁舎の駐車場を 7 月の特別委員会で副町長の口頭の報告の中で J A に売却していきたいと報告をいただい

ております。この関係につきまして、農協から要望があったのか。または、この駐車場について行政財産の範疇の中ということを認識しながら、こういう交渉をして売却をするということになったのか、これあたり含めてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからは一般的な答弁になるかと思いますが、後で補足があればお願いしたいと思います。

第2庁舎の駐車場用地の売却につきましては、JAが現在組合所有車両の駐車場としている用地が新事務所の建設用地の一部となりますことから、駐車場用地が不足するものとして当該町有地の売り渡しの申し入れが町に対してありました。町は、まちなか再生事業の一環として、先ほどと同じ考えです、まちなか再生事業の一環として現JA事務所周辺の土地を購入する計画があるため、協議により売却することとしたものでございます。売却する町有地は現在JAが職員駐車場として借用している土地に隣接いたしまして、一体的な活用が図られることから7月23日開催の政策調整会議において協議、決定いたしまして、同じ月の7月31日に開催の第15回特別委員会におきまして報告をさせて今日に至っているということでもありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 お答えいただいたのですが、この第2庁舎の駐車場、農協との絡みは今お答えいただきましたけれども、町有地を売買するというのは、町のほうでつくられている津別町町有地処分及び公共用用地取得要綱というのが定められていると思いますが、この目的の中にそれぞれ書いております。いわゆる町有地を処分するというのは、不要、要するに町が使わない、将来とも使わないという一つのルールがあるというふうに思います。その中で、この政策調整会議で決められたなっていますけれども、みずからつくった要綱で照らし合わせて見ると、庁内の調整委員会を経て処分や何かを決めてくださいとなっているわけです。その絡みを抜きにして閣議決定みたく決めてしまったということに、この要綱自体の部分に法的に逸脱するのではないかと思いますけれども、それあたりのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今回の件については、審議会のほうでも同様の意見交換がされておりますので、担当のほうから説明させていただきます。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（近野幸彦君） この間、それから今町長が話されたこと、それから審議会の中でも説明と同じような内容になってしまいますけれども、この津別町町有地処分及び公共用地取得要綱の中の処分に関しては、あくまでも利用目的のない町有地の処分及び公共用地の取得に関するものでありまして、それらの処分する際に使う要綱であります。今回のように目的がまちなか再生事業全体の中でJ Aとのやりとり、交換の中で進めるものでありまして、この要綱に該当するものでないと判断しております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 今回の要綱についてのそちらの見解ですけれども、そういうことではうまくないと。いわゆる自分のご都合で配慮なく変えられるということになりかねない。いわゆる利用目的があるかないかは、理事者側の考えである程度裁量が効くのではないかなと。なぜ言うかということ、ここ140平米を売却したいと、そういうふうに言うておりますけれども、幸町の同じような面積の土地を民地ですけれども、買うと、そういうことで予算措置をして進めてきたと。いわゆるその理由としては、駐車場が少ないと。職員の駐車場、公用車の駐車場含めて足りないということで幸町の民地を購入しております。やはり同じような面積です。それなのに、今回農協に第2駐車場の土地を売ると、それについて非常に矛盾を感じます。

もう一つ、町長公宅、あそこの一連の所に公共用の車庫を建てるという計画を今考えて、防災倉庫も考えているようですが、前回の説明では非常に用地が狭いということとを委員会のほうで報告を受けて協議をしておりますけれども、そうした中で町として用地が少ないのに農協が駐車場として売ってほしいと。そこに町の考え方が一致しないということです。ですから、今回、第2駐車場の用地については売るべきでないと。緊急的にJ Aがどうしても必要であれば、ハイヤー会社と倉庫のある民地を解体して使えるまで貸すとか、そういう方向でしのいで、全体的なことが定まった中で売

ってもよしとなればここを処分すればいいし、農協と急いでこういう約束をするのはいかなものかと思imasuので、それあたりお答えをいただきたいと思imasu。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） また具体的な部分については、これも今の部分については、幸町の土地についても審議会でもお話が出ているところですので、やりとりについては記録書を読んでいただければおわかりかと思imasuけれども、いずれにしても私のほうからお話ししたいのは、これはまちなか再生という大きな人口減少の中でコンパクトなまちづくりをこうしていこうという構想を立てて、そして計画を立ててパブリックコメントを受けて成立したものです。それを推進していく段階に今入っているわけですけれども、その中ではさまざまなことが起こり得ると。お互いの主張というのも当然出てくるわけです。一度目の答弁でも申しましたとおり、JAさんはやっぱり当初これから民有地も取得していくわけですけれども、それと同じようにそこで生活されている方、工場も持っている方もいますし、その補償をどうしていくんだということになっていきます。それと同じような考えを持たれておまして、そしてしかも一等地であるということです、町の。そこはやっぱり農家の組合員の方たちから、そこまで町に譲るべきなのかどうなのかというようなことが当然議論の中であるわけです。そういう中で、かなりほかから見ると理解をさせていただいているという状況です。そうした中で、わかったということで、この土地は提供する、一等地の所の周辺はすると。だけど自分たちも困るので、こういうものはそちらのほうもオーケーしてもらわないと困るんだというようなやりとりが、この間何回も何回もあって、そしてこのところに落ち着いてきているということでもありますので、そこが全部前提をなくしてしまうと、さっぱり物事が進まないという状況になっていきますので、ご理解いただきたいと思imasu。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（竹俣信行君） 要綱等の関係でありますけれども、要綱については未利用とか使用できないようなという表現をしておりますけれども、この土地については、そういう位置付けでございませぬので、政策決定の、先ほどもご質問ありましたように政策調整会議という政策決定の会議、協議の場で決定して、庁議で図って皆

さんにご報告しているところでございます。

それと、この土地につきましては、農協さんから私ども農協の土地大体 2,000 平米購入する予定であります。来年、再来年の予算になろうかと思えますけれども、それに対しまして農協さんが今建設を予定されている土地につきましては、ハイヤー会社の所の面積が約 800 平米と社会福祉協議会、第 2 庁舎の所が 545 平米ということで、1,350 平米ぐらいでございます。その土地の間に今農協さんが使っている公用車の駐車場、農協の組合車両の駐車場が約 500 平米でございますので、そこに建物がかかるということは、農協さんも今使っている公用車の駐車場がなくなりますので、何とか初めは交換という話も出ていましたけれども、面積がかなり違いますので、そういう方法でなく、お互いに売って、買ったほうが透明性も出るし、皆さんにもきちっと説明できるのではないかとということで現在に至っているわけですがけれども、非常に面積が不足するというのと、今民地を借りて職員の駐車場を利用されていますけれども、そこと一体として整備できるということで今日に至っているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） [登壇] 副町長は、調整会議で決定したから決まったんだと、我々の意見は取り入れないと、そういうふう聞こえるのですけれども、町側としてはそういう決め方は当然やるだろうし、それは全部通るわけではないと。やはりそれを住民とか議会とかいろいろ意見を聞いて進めるのが行政ではないかなと思えますけれども、何かそういう押し通すという、そういうものがあまりにも見えるものですから、やはり一つ一つ細かく丁寧に解決、こういうふうにしてきたと、そういうのをきちっと説明しながら進めてほしいということを私は前から言っているとおりで、決まったからやるのだと、そういうことではないのではないかなと思えます。

それでは、第 2 庁舎の駐車場の隣接の民設地の民地がありますけれども、農協がそこを今借りているようですけれども、JA の事務所が建ったときに、その民地を農協が買うことで進めているのかどうか、それについて町のほうでわかっているとお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（竹俣信行君） 第2庁舎の隣接地ということですね。以前にも特別委員会で私からお話ししましたように、農協からもその隣接する土地の取得については協力いただきたいというお話を受けているということで説明してきたと思います。今お伺いしているところでは、土地を購入する予定であると農協のほうからお伺いしています。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] この問題については、急がなくても十分総合的に判断してJAに売るかどうか判断していただきたいと。そうしないと、農協さんの事情もわからないでもないですけれども、やはり町が不自由して農協に売るというのは、どうも引っかかる場所がありますので、きちっとそれあたりを総合判断して進めていただきたいと思います。

それでは、次の三番目にいきたいと思います。まちなか再生でJAとの絡み含めて進めているわけですけれども、この出発点からずっとひも解いて考えてみると、いろいろ二転、三転して方向性がいろいろと変わりながら進めていっております。今いろんな用地問題含めて進めているわけなんですけれども、私も7月の段階で早くこれあたり基本的に農協との協定書または覚書含めて取り交わして進めなければ、全部決まった後に協定されても意味がないことではないかなと、そう思いますので、何か先般の委員会の中では担当主幹のほうは、来年1月明け早々をめどにと、そういうことでお答えいただいておりますけれども、どこに障害があつて協定を結べないのかわかりませんが、ここまでもう進んでいるのであれば、そう難しいものはないのではないかなと思うのですけれども、何か支障があつてできないのであれば、それについてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） JAとの協定書の関係ですけれども、11月30日に開催いたしました第18回特別委員会、そこで今議員おっしゃいましたとおり担当の主幹のほうから答弁したところであります。協定書を取り交わす時期については、今後JAとも協議いたしまして、遺漏のないよう鋭意内容を詰めまして、年明け以降のできるだけ早い時期に取り交わしを行いたいと思っております。

また、内容の事前協議につきましては、特別委員会が開催される際にそれまで内部のほうで詰めた内容につきましてお示ししていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 この協定書ですけれども、先ほど私が言ったとおり、年明けになるとほぼ決まった段階の協定書にしかならないのではないかと。協定書というのは、事業を進める前段で協定を結んで事業を進めるということが協定書かつ覚書ではないかなと思います。それに基づいて事業を進めるということではないかなと思います。農協が来春総会でほぼ、総会においてこの関連について諮ると。そして、4月、5月あたりから事業を着手するというようになっておりますので、やはり町の負担というのは、こういうふうに出てくるということは、やはりきちっとしたそれぞれの協定を結んで協定を調整しながら仕事をするということでやってほしいなど。協定を結んだから協定どおりやれということではなく、協定ですから基本的協定を結んで調整をしながら事業を進めるというふうにぜひともやっていただきたいなと思います。1月明け早々では遅いものもあるというふうに考えられます。やはりこういうものはオープンにして進めていくべきでないかなと思いますので、この協定書の考え方について再度町のほうで考えがあればお伺ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これまでも話し合いを進めながら実際にもう進んでいるところです。それを文書化するというのでありますので、年明け、そんなに遠くないうちにお互いにこれまで詰めてきたことを文言にして対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 よろしくお願ひしたいと思います。

次に、四つ目の質問でございますが、農協との絡みもございますけれども、津別ハイヤーの会社の事務所及び営業所の関係でございますが、特別委員会では費用の負担について報告を受けております。一つは、移転先はこの議事堂の下の元町営バスの事務所を改修して、そこに仮営業所を設置すると。その改修費用、それから移転費用も町

が負担すると、それを含めて津別ハイヤーの負担についてそれぞれ報告をいただいて進めたいと、そういうふうにいただいておりますけれども、ハイヤー会社の今の用地については具体的にどういうやりとりがあったのか、お答えできる範囲でよろしいかと思っておりますが伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 津別ハイヤーの営業所の移転費用ですけれども、これは一つ目のご質問でもお答えしたところですが、J Aが希望する敷地の確保に関するところと一体的な事項となりますが、J Aは町に対して敷地確保のため隣接する民有地の取得を希望いたしまして、民有地所有者とJ Aが土地の売買契約を結ぶこととなります。そうしたことで、当然津別ハイヤーは移転を余儀なくされることとなります。こうしたことから、町としては何らかの補償が必要であると認識しておりまして、民有地既存建物の解体費の負担と同様に、J Aの民有地取得に起因する津別ハイヤーの移転先の確保についても町が負担するべきものと考えているところであります。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 今のお答えは委員会で聞いておりますので、それは理解しておりますけれども、先ほど解体費の町の負担について質問させていただいたんですけれども、今回津別ハイヤーの移転に関する費用を予算に関係することなんですけれども、どういう負担になるのか。町が公費を支出して負担するという根拠的なものですが、なぜ町が負担しなければならないのか。まちなか再生とかJ Aの絡みで説明があって、それはそれとしてやはり適正な負担について町のほうはどういうふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど申しましたとおり、その土地を取得する上で、そこで営業されているハイヤー会社があるということです。はじめそれを全部町が取得をして、そしてJ Aのほうに更地にして売るといようなお話ではじめは進んでいましたけれども、そういうまどろっこしいことはせずに直接ほしい人と買いたい人が売買契約を結ぶと。だけどそうやってやりとりを最初にしていただいたのは、やはり今のJ Aの建っている土地、あの一帯を複合商業施設というふうに考えていますので、そこを取

得する上で町としての条件も示しながら、そしてやりとりをして、結局それがJAが直接買い取りをするということになりましたので、そこに当初考えていた建物の解体、それからそこで営業されている方、その部分の補償については町のほうですということによって皆さんに提示をしながら進めているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 私が言っているのは、通常取引であれば、地主である方がその建物を借りて営業しているならば、こういうものごとが起きた場合には、当然借主と貸主が契約を結んでいると思います。その中にどういうふう書いてあるかわかりませんが、貸している側としては、貸している側の理由で移転をしてくれという場合は、貸している側が補償するのがルールではないかなと思いますけれども、そこに町が介入するというのは、町長がこういう絡みだと言っていますけれども、一般町民からすると、なぜなんだと。そういうふうに疑問を持つのは当然だと思います。かつ、この津別ハイヤーが町が負担して、こういう形で仮営業所、かつ新しい公共交通の施設ができたときに入られるという形で進めているようではありますけれども、町民感情からすると、きちっとした説明がなければ、津別ハイヤーに対するアレルギーというのが長年あるというふうに私も感じておりますので、それあたりを町として津別ハイヤー会社に認識を持たせて進めなければ、町の負担というのは、町民から非常に疑問と反対する声もあるというふうに私は感じておりますので、それあたりについて、町の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 後半の部分ですけれども、これは当然私も聞いております。何人かからも聞いておりました、そういう感情的なものというのものもあるのは承知しているところです。ただ、そこがなくなると、大変町としても困る状況、町民にとっても困る状況にあります。利用されている方がそれなりにおりますので、ハイヤーそのものも法律の中で地域公共交通の一つということで、いわゆる公共交通の中の一つということに組み入れられています。ですから、それをしっかり町としても、この町の公共交通機関として位置づけていくということは重要なことでもありますので、それに

今度新たにバスターミナルと図書館が併設されるような施設ができれば、その中に配置、入ってもらおうと、これは当然家賃をいただくこととなりますけれども、そういうことになるかと思えますけれども、その際にはやはり事前にきちっとどういうふうな町民から目線を送られているのかということも、それはお話をさせていただきながら進めていく必要があるなと思えます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 これまで私がずっと質問させていただいたんですけれども、町のほうの気持ちは十分わかるんですけれども、いわゆる町民の福祉を向上させるためにいろんな事業を進めていると。それはやはり町民の理解がなければだめだというふうに思えます。これからもいろんな進め方でやっていくと思われませんが、やはり丁寧な説明をしながら理解を求めてやっていただきたいと、そういうことでお願い申し上げて質問を終わらせていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）〔登壇〕 議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告の質問をさせていただきます。

1点目、学校給食センターの今後についてです。学校給食センターは、昭和53年に建設され、40年が経過して老朽化が懸念されています。平成29年に策定した津別町公共施設等総合管理計画で、耐用年数を超過していると表記があります。学校給食センターの今後をどのように考えているのか、次の点についてお伺いします。

施設の老朽化はどの程度なのか、保健所の立ち入り検査も行われていると思えます

が、指摘・指導されている事柄はないのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 渡邊君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（宮管 玲君） 一つ目のご質問であります学校給食センター施設の老朽化はどの程度なのかについてお答えいたします。

学校給食センターは、本年 11 月で築 40 年が経過しました。津別町公共施設等総合管理計画においては、減価償却費が満額に達して老朽化率は 100%と表記されております。これは、当該施設が鉄骨づくりであるため、耐用年数が 31 年となることにより算出したものです。当該施設の損傷等につきましては、小規模のものは適宜修繕等を行ってまいりましたが、長期間の使用で施設全体に傷みが現れてきております。毎年実施される保健所の立ち入り検査におきましては、これまでは作業内容や記録の記載方法、器具の衛生管理等に関する事項について指導をいただくことが主でありましたが、本年度は壁や床、天井といった施設全体の老朽化に伴う修繕や異物混入防止のための衛生管理にかかわる指導をいただいております。

また、調理作業には欠かせない給湯や蒸気の熱源は、3 基のボイラーに依存しておりますが、うち 2 基は 20 年を経過し、小さな修理を繰り返すようになってまいりました。本年度、地下燃料タンクの液面計更新工事を行い、今後 10 年程度の使用が可能となりましたが、建物自体 40 年を経過しておりますので毎年老朽化の症状が顕著に現れるであろうことを念頭に、担当職員、栄養教諭、調理員が毎日の安全点検や安全確認に努めているところです。

○議長（鹿中順一君） 6 番、渡邊直樹君。

○6 番（渡邊直樹君） [登壇] 今お話がありましたように、保健所の立ち入り検査が毎年行われているということで、本年度はという項目が答弁の中でありました。昨年度までとは明らかに違う意味での具体的な指導があったのではないかなと思います。お聞きしているところでは、壁の剥離や天井の欠落、ねじの落下などもあろうと、雨漏りもするということでした。その点についての認識についてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 傷みの程度でありますけれども、壁や床、天井といった部分、壁につきましては、ひび割れが生じているのが現状であります。床につきましては、塗装箇所の剥離が見られております。また、天井部分につきましては、風の影響、風の吹きこむ方向等の影響で雨漏りが生じる箇所が数カ所出てきている状況であります。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 二つ目に移りたいと思います。学校給食センター運営委員会で協議されている内容についてお聞きしたいと思います。

施設について今お話しもありましたが、委員からの要望についてはありますでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは二つ目のご質問であります、学校給食センター運営委員会で協議されている内容についてお答えいたします。

学校給食センター運営委員会は、津別町学校給食センター条例第4条の定めにより、教育委員会の諮問に応じて学校給食の基本的な事項に関する事項や、給食センターの運営に関する事項を審議していただいております。例年の議案につきましては、前年度の学校給食の食数実績について、収支実績について、食材購入実績について、学校給食計画について、学校給食センター管理体制についてであります。

協議事項といたしまして、給食センターが老朽化していることを踏まえ、平成29年度から「今後の学校給食事業について（施設・運営）」と題しまして、調理方法や調理場所について、また直営・委託といった運営方法について、委員各位と意見交換させていただいております。直営・委託の長所短所を確認するとともに、給食は子どもたちの体に直接入り、子どもたちの健康の源となるものなので、安心して安全な給食の提供をとの願いが委員各位の総意であると受け止めております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 今、運営委員のお話がありましたが、年に1回ほどの運営委員の会議がなされているということでありまして、平成29年からは昨年からは、施設の今後についてというふうな話がされているとお聞きしています。今年

度6月開催ということなので、今年度の6月もやられたと思うのですが、今話がありました直営・委託などの長所短所も含めてというお話でありましたが、この8名いらっしゃいます運営委員の中で、そこに管理職の方も混ざるのだと思いますが、この施設の先の方向性について、どのような意見にまとまっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 意見をまとめているというふうには認識しておりませんが、ご意見は伺っております。皆さんのお話の中で、今の給食センターの形である直営というもの、これはやはりつくっている人の顔も見えて、地元の人たちがかかわっているという部分で直営というよさはあるよねという部分でそういったご意見が多かったというのは把握しております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 三つ目に移りたいと思います。施設の長寿命化などという言葉もございますが、今後の改修並びに更新についてのスケジュールをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） それでは三つ目のご質問であります、今後の改修・更新（建てかえ）スケジュールについてお答えいたします。

当該施設の老朽化は明らかですので、直営・委託といった運営方法、単独給食センター・総合給食センター等、最近建設された道内外の施設を参考に情報収集や調査検討に着手することを担当に指示しております。

施設の老朽化に伴う修繕の多様化や調理設備、地下燃料タンクの油量計の耐用年数、ボイラーの不調等、課題は年々大きく、重たくなることが想定されますので、可能な限り早急に対応いたしたいところではありますが、財政状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] なかなか難しい問題であろうかと思えます。今答弁にありました老朽化は明らかで、調理作業には欠かせない3基のボイラーについて

もいろんな問題が生じてきていると、私は1点注目したのが、このボイラー施設にかかわる地下タンク、A重油のボイラーですが、消防法により今40年経ちまして、このボイラーの更新の時期ということで、本年度、電子メーターに替えたということで利用更新期限が10年延びましたという話なのですが、逆を言えば10年しかない、この10年与えられたということ、この10年の間に次のことを考えなければいけないのではないかなというふうに思います。今話ありましたように調理に欠かせない給湯のボイラーですから、どういう今後、給食を考えるにしても、このボイラー機械については考えなければいけない問題なのかなと、新しくするにしても、また違うものに頼るにしても、この次、この10年の間に更新するときには、どういう形で今後考えるのかという答えを出しておかなければ無駄な設備になってしまいますので、確かに今、財政状況を見ながらという問題もあります。まちなか再生のほうは10年という計画がいろいろ出ていますが、それに付随しない部分でございますので、施設の今後を考えてスピード感をもって対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 今回いろいろ調べさせていただいたのですけれども、最近、建設された給食センター、例えば白老の食育防災センターという建物があるのですが、これは平成27年に運用を開始されておりますが、これは実は新しくなる前は昭和46年の建物で、44年間使用したということでありまして。また、最近の新聞ですけれども、北広島市で給食センターの整備が決定された、まだ工事は進んでおりませんが決定されたとなっておりますが、これも今現在で44年間経過している建物だそうです。各自治体、随分いろいろ修理しながら運営しているのだなということを感じました一方で、その年数を考えますときに、本当に時間は限られているなという気持ちを持っているところであります。委員のおっしゃるようにスピード感をもって調査検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、今ボイラーの話もありましたが、ボイラーがよいのかだとか、電気がよいのかだとか、いろいろなことがあると思います。それも含めまして総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）　〔登壇〕　本当に10年あるのか、10年しかないのかという考え方もございます。進めていただきたいと思います。

四つ目に移りたいと思います。社会福祉協議会で行われています高齢者の安否確認も兼ねましたお弁当の配達サービス、いわゆる私は高齢者給食というものがこれに今後値するのではないかなと思いますが、その現状の施設、給食センターでは困難なアレルギー対応給食なども複合化の給食センターを新設する部分では大事なポイントなのではないかなと思います。その部分についてご意見をお聞かせください。

○議長（鹿中順一君）　教育長。

○教育長（宮管　玲君）　若干ご用意した質問と違う部分があるかもしれませんが、まずは読ませてください。四つ目のご質問であります高齢者給食やアレルギー対応給食を考えた複合型給食センターの新築についてお答えいたします。

学校給食におけるアレルギー対応につきましては、平成23年度に定めました「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」をもとに、すべての保護者に食物アレルギー調査票を提出いただいた上で、アレルギー対応が必要な児童生徒につきましては、医師による意見書をもとに保護者と面談し、食材の除去の程度や除去食等の対応をとらせていただいております。

なお、学校給食の提供だけでなく、高齢者世帯への昼食弁当の提供や災害時の炊き出し機能等を備える複合型給食センターにつきましては、平成29年度に桧山の厚沢部町総合給食センターの運用が開始されておりますので、詳しく情報収集をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君）　6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）　〔登壇〕　私も今回の質問にあたりまして、給食センターの現場のほうにちょっとお話を聞きに行きまして、担当の管理職の方からアレルギーを持つ児童が小中学校合わせて11名、多いと見るか少ないと見るか、その辺の話も献立なども見ながら食べられないものがある折は、家庭のほうからお弁当を持って行くと、そういうような今体制にしているようでございます。社協のほうにもこの話を聞きに行きまして、今高齢者の話があったお弁当の配達サービス、いろんな業者、かなり業者のほうも苦勞されるのだと思います。高齢者の部分ですから、油ものだとかいろん

な食材についても管理が必要だと思うのですが、今利用者が36件ということで、週に2回、火曜日と金曜日ボランティアサービスを使って配送されているということで、相生のほうまで配送されているようでございます。社協のほうも当然話はあれですけども、高齢者の安否確認も含めまして、できれば毎日対応できるような、申し込む人が毎日ほしいかどうかは別にしまして、毎日対応できるような整備をお願いしたいということでございました。管理栄養士は特養だとかケアハウスだとかいろんなところにいらっしゃるんだと思いますけど、目的外使用ということもございまして、糖尿病食であったり、お米の硬さだとか栄養面の管理なども含めて大変だということで、やはりこういう事業を進める中で始めていただきたいということでございましたが、その辺についてご意見あればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 質問でお答えできなかった部分ですけども、アレルギー対応ですね、現在、施設が不十分だからアレルギーに十分対応できていないこともあるかと思えますし、人的な面で対応できないということもあろうかと思えます。アレルギーにより適切に対応していくために何が必要なのかという部分については、十分検討していきたいと思えます。

また、複合型給食センターにつきましても、これからの時代、本当に単独の施設で、規模も児童生徒の数も少なくなってきましたし、単独で施設を維持するということよりも、いろんなものを複合して考えていくということも、ひとつ有効なことなのではないかというふうに考えております。ただ、あれもこれもとなりますと膨らんでいきますので、我が町として何が一番なのかというものをいろんな機関と協議しながら模索していきたいと思えます。

ただ、時間は余計にかけてられませんので、スピード感をもって調査、研究を進めていきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 今後、役場庁舎と健康福祉センターを合わせまして複合庁舎をまちなかで進められると思いますが、町の新たな福祉サービスがその部分で開始されると、それに合わせて、それに追いつき、便乗してというか、高齢者か

ら子どもたちまで幅広い要望に対応可能な複合型の給食センターを切望いたしまして、この質問については終わりたいと思います。

ありましたら、どうぞ。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（宮管 玲君） 議員のさまざまなご指摘を踏まえまして、しっかりと検討を進めてまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] それでは2点目の質問に移りたいと思います。

まちづくり会社設立についてであります。地方創生推進交付金の事業で、地域経済の循環、町外からの外貨獲得、民間主体の稼ぐまちづくり実施を目的とした、まちづくり会社、統括マネージャー・サブマネージャーが着任しました。11月30日に全員協議会で松林マネージャーから事業計画が提示されました。住民企画課の資料ともなっていることから、行政として、どこまでコミットしているのか、設立に際して町からの出資が資本金の5割以上を見込む現状であることから、来年3月の会社設立に際しまして、次の点について質問したいと思います。

1点目です。町からの業務委託を想定している事業についてお伺いいたします。

ふるさと納税事業の委託料の設定についてですが、3月の私の一般質問の回答では、寄附額に対する定率制、寄附件数に対する定額制、具体的には10%から15%などという数字も上がっておりました。変動についても検討するという部分の含みがございました。最終的な委託料の設定と基準についてお伺いしたいと思います。

また、事業計画において数年後委託料などの変動が記載されていましたが、事業成果によりまして委託料の変動も考えているのかについてもお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、まちづくり会社の設立に向けて、ここへ町からの業務委託を想定している事業の関係であります。これは委託を今想定している業務の一つに、ふるさと納税業務事業があります。この委託料の設定の基準についてでありますけれども、現在、町が行っているふるさと納税業務につきましても、業務全般の

企画、それから返礼品や募集サイトの設定、広告宣伝などのPR、それと寄附データの処理や問い合わせ対応などの日常業務、そして証明書の発送や業者に対する返礼品の送付支援、あるいは在庫確認などの定時業務を今行っているところであります。

これをまちづくり会社に業務委託する考えですが、従前の業務に加えまして、地域商社事業を取り組みますことから、特産品の開発やファンクラブを通じた関係人口の拡大、それからふるさと納税の誘導など、さらに拡大して積極的に取り組んでいくことを想定しているところであります。このため委託料は、寄附額の15%の定率制で設定したいと考えているところであります。

また、事業成果による委託料の変動については、定率制のため寄附額が増加すると委託料も増額することになりまして、寄附額の増加が成果に反映する方式を現在のところ想定している内容でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] そこについてちょっとお伺いしたいと思えます。

この委託契約というのは、どのように取り交わすのか。先ほどの質問にも協定書などという話がありましたが、私もちょっとわからないので教えていただいたのですが、書面で行うのか、また先のマネージャーからの説明資料、住民企画課資料ともなっていますが、4年目より5%その部分がアップした数字が載っていました。今のお話しですと、今後検討することなので、このことについてはまだ白紙なのか、事業計画書ですから、そういう部分についてもお聞きしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 契約につきましては、当面、書面で行う予定をしております。内容的には、これから3月に議員のほうから質問がありまして、そして一応、今の段階では定率制を考えているところでありますけれども、なお今担当のほうで予算編成に向けて今鋭意やり取りをしているところでありますし、また、設立会社の準備委員会、それと総合戦略会議においても今さまざま検討がされているところでありますので、それらを組み入れながら予算が要求されてくると思えますので、その中で、また判断をしていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）　〔登壇〕　移住・起業・空き家等利活用推進事業の委託料の設定についてお聞きします。そこもまた設定と基準についてですが、こちらも事業成果により委託料の変動はあるのか、考えているのかについても合わせてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　移住・起業・空き家等利活用促進事業ですけれども、これに係る委託料の設定基準についてでありますけれども、先の全員協議会でも担当参事からお話ししたところでありますけれども、ワンストップ的に集約いたしまして、積極的に打って出ることをまちづくり会社に担ってもらうことを想定しているところです。

この業務を行うには、専任の人員配置が必要であると考えておりまして、じっくり仕事を行うための委託料を検討しているところであります。

初年度におきましては、担当部署から今のところは500万の予算要求がされておりまして、統括マネージャーもそれにもとづき収支を策定しているところでありますけれども、安定した業務を行うためには、福利厚生などを含めた人件費分や移住イベント等に参加する経費なども勘案いたしまして、委託料を設定していくことを想定しているところであります。

また、事業成果による委託料の変動につきましては、業務成果の見極めが非常に難しいこともありまして、特に初年度においては、定額での委託を想定しており、現時点で変動させることは、そこまでは想定しておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）　〔登壇〕　先進事例でよく上士幌町などということが上がっております。津別では、今まちづくり会社がこれからスタートするということですが、上士幌ではNPO法人がふるさと納税や移住などの施策を行っているということで、その部分について上士幌町では町からの支援が、そのNPO法人にどのような形で行われているかについてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　住民企画課参事。

○住民企画課参事（森井研児君）　では、担当のほうから回答させていただきたいと

思います。まず上士幌町につきましては、今までいろんな形でご報告させていただいていますが、人口規模が 3,000 人台の町にもかかわらず社会流出が防がれて社会増になったばかりでなく、人口の増加に転じてきたというような環境にある町になっています。しかも今後、昨日、今日成果が出てきたということではなくて、市町村合併が取りざたされた 12 年前、そのころからじっくりと少しずつ取り組んできて、その成果が 10 年ぐらい経って出てきたというふうに聞いております。それを勉強しない手はないということで、3 年前視察に行つてさまざまな取り組みを伺わせていただきました。その中で非常に感銘を受けたというか、参考にさせていただいたのが、やはり行政が縦割りでいろんな部署がかかわっていくと難しいこともある中で、外部に委託することで、そこでワンストップ的に、しかもじっくりと時間をかけて取り組んでいくことで少しずつ成果が表れるものではないでしょうかというような非常に参考になるお話を伺いました。

そのようなこともありまして、やっとな組織が立ち上がるというような状況にもありますので、津別町でいえば空き家バンクのいろんな動きであったりとか、移住に関する対応、あと移住してきた方々が逆に定住していただくような取り組みを、今までなかなかやりたくてもなかなかできなかったような業務をしっかりと取り組んでいただくというために委託させていただくというふうに考えています。先方の上士幌町の方のお話の中でも、そのような形で町の業務を明確に委託して受けさせていただいたことが、じっくり取り組むような成果につながったというようなお話も伺ったものから、それを参考に津別町でも実践させていただきたいというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 6 番、渡邊直樹君。

○6 番（渡邊直樹君） [登壇] 私の記憶違いでなければ、上士幌町は確か 5,000 人規模でなかったかなと、それで確か 4,000 人を割り込んで、確か津別みたいな形になられて、この計画があったからかどうかわかりませんが 5,000 人に持ちかえしたとかという、そういう記事が確かインターネット上に載っていたように記憶してございます。加味しましても同じような規模の町ということで、参考の部分にはなるのかなと、本当にびっくりするぐらい金額が随分桁が違ふぐらいやっております、

先進地事例を見習って進めていただきたいと思います。その部分についてなのですが、民間では従業員の配置は流動的にならざるを得ません、いる人間で仕事をしなければいけませんから。忙しくて利益率の高さを優先に考えるのも民間でございます。その部分で今答弁にありました、この部分の業務が、業務の成果の見極めが非常に難しいと。1件、2件入ってくるとか、10件、20件入ってくるとかいろんな例えがあると思いますが、その部分で今町長はじっくり腰を据えて業務に専任するというふうにおっしゃいましたが、この移住・起業・空き家利活用推進の部分が実績がなかなか反映しにくい委託になるのではないかなというふうに、成果が思うように上がらないという懸念も今私が言いましたように、じっくりその業務だけしていく部分が見えるのか、それともやはり忙しいところにその人間も配置せざるを得なくなってくるのかという部分が民間の難しいところではないかなというふうに思いますが、その部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 移住の関係で確かに成果は難しいのですが、一応、総合戦略を国に出している部分があります。そこに俗にいうKPIを出しているわけなのですけれども、それでいくと移住者の数の増加ということで、5年間で何とか60人ということを考えていることを計画させていただいています。そして新規の事業者の関係と、そこに伴う雇用者が当然出てくるわけなのですが、それについては、何とか5年間で二つの事業者で、そして5名程度の人員を確保したいということが総合戦略上、目標として立てておりますので、これに向けて今既にそういう形でも道東テレビも含めて順調に進んでいる部分もありますので、何とかこのKPIを達成するように頑張っていきたいなと思いますし、それに伴い人員も当然必要になってくるわけですので、そこに人員も配置して、それは当然お金もかかることではありますが、そこに配置して、先ほど言いました人数の確保に向けて努力していきたいと思っています。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 二つ目に移りたいと思います。事業計画書の人材採用・マッチング事業では、地域おこし協力隊員を採用する業務が上がってございま

した。代行を任せる考えであるのか、現状、今町はまちづくりセンターに委託に出しているという経過がございますが、その部分についてはどうするお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 地域おこし協力隊の関係でありますけれども、現在、地域おこし協力隊の募集業務とフォロー業務の一部につきましては、「合同会社 北海道まちづくりセンター」に委託しています。近年の状況ですけれども、募集数の増に対しまして応募者数が減少傾向にあります。また、応募者の方の志向のこだわりなどもあり、同センターに対する委託のメリットは薄らいできているというのが実情であります。

また、フォロー業務につきましても、本町におきましては多くの専門的分野で隊員が活動しているため対応が難しい状況となっており、さらにオホーツク管内の隊員みずからによる連絡会結成の動きもあるなど、これは新聞でも見たかと思っておりますけれども、まちづくりセンターの役割を補う動きが今出てきているところであります。ただ、全道的に地域おこし協力隊のフォロー等を行っている同センターの役割、例えば協力隊員のミスマッチによる他地域への斡旋などを考え合わせますと、センターの利用は引き続いて行うべきではないのかなと考えているところであります。

それから、募集業務でありますけれども、こうした中、まちづくり会社に募集業務を委託しようとする事については、移住・起業の窓口、さらに人材バンクの役割も視野に入れておきまして、人材と町内企業のマッチングにおきまして、地域振興に必要と認められる場合は協力隊として活動する方法を選択すること、あるいは商店などで課題となっています事業継承への人材振り向けなど、募集というよりは移住等の人材を協力隊員として採用する提案を想定しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 確認になりますが、現状、今委託のまちづくりセンターとは引き続き行うということで、まちづくり会社にもそれに付随した業務をお願い、委託するという、両方をお願いするという形でよろしいのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まちづくり会社、そちらのほうで募集業務を行ってもらような形にしていきたいと考えておりますけれども、まちづくりセンターもこの間ずっと長くお付き合いがありまして、だんだん先ほど薄らいできているというのもありますけれども、そこはそこで捨てがたい部分があります。どの程度組み込んでいくかというか、どの程度のつながりをもっていくかということについては、これからちょっと予算編成の中でいろんなデータも含めて担当のほうと協議をしながら決定していきたいなど、そして予算の中でご説明させていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] まちづくり会社に新たに地域おこし協力隊員が採用されるという話をお聞きしました。その経緯についてお聞きしたいと思います。

また、今答弁にありましたように、移住・起業のマッチングに合わせて町内事業所へ協力隊員の採用をどんどん進めていくというふうにお聞きしたかと思うのですが、その部分についてもそれでよろしいのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） いわゆる人材バンクとしての役割も果たしたいと思っております、そこに協力隊員を派遣するやり方というのか、それでいきますと、この協力隊というのは性格上規定されている部分がありまして、これは地域振興、これに進んでいかなければこの制度は活用できません。したがって、単なる企業やお店の中で労働力不足に対して採用したいということについては対象となりません。ですから、先ほどの事業継承、うちのこのお店をだれかにかわりにやってほしいのだけれどもということ、そこで引き継いでやることによって、地域振興につながっていくというか、そのお店が存続することによって、町としても大変メリットがあるというようなことで、そういった地域の中での振興が図られるという部分については、この地域おこし協力隊の制度は使えるということですので、その辺は普通の労働力不足ということとは分けて考えていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] ちょっと今私の聞いた話、一つないのかなと思

ましたので、ここで改めてお聞きしたい。

地域の中には今町長のお話があったように、地域振興というキーワードがあるのではないかなと思います。単なる労働力不足ではないと。これは言葉としてはわかるのですが、いまいち毅然とした基準が不明瞭に思えるのではないかなと。いわゆる今町で進められている事業でいえば、新規事業を中心として新たな立ち上げのものについては随分認められる傾向があるのかなと思います。地域振興ですから私もはっきりわかりませんが、どこまでが地域振興で、どこからが単純な労働力なのかという基準は、休みの日を使って地域に貢献するのも地域振興ではないかなというような言葉の取り方もあろうかと思えます。その部分については、これから今協力隊員も津別には随分いらっしゃいますし、比較的活動している現場が特定されているようにも思えますので、その部分については今後の課題としてわかりやすく、町民に見えるように、本当にどこでも今町長がおっしゃったように労働力不足ということであれば、どこでも手を挙げたいところではありますし、今Iターンも認められておりますので、そういう意味で言えば、働く人がいないという部分もまたそういうのにマッチングできるのか、移住ということと絡めて大きな事業になりますので、その部分で私がさっき質問したのは、今これから活動するまちづくり会社が、今こういう話を進めている中で、自分のところ、自社のいつてみたらスタッフは協力隊員、ドラフト会議などというものにも参加して、手を挙げて人材を入れるような話をお聞きしたものですから、そういう意味ではっきりしたルールがあった中で、ここはいい、ここはだめということが見れば、そういう部分で不明瞭な部分がはっきりするのではないかなと。私が今言いましたように、新規事業とか新しいものに対しては随分協力隊員というのが活躍の場をみているわけですが、それ以外の部分についても、そういう説明ができるような基準をはっきりしていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それは検討してまいりたいと思います。ただ、よく私もいろんな場所でお聞きするのは、頼まれごととして、何とかうちのほうに例えば会社のほうで人手不足なんで、今協力隊員制度もあるので回してもらえないかということも時々言われます。それはお金も国でみてくれて、しかも、そういう方が労働力に即

対応してくれる、そういう形で安易にとらえられると、それは対象となっていきませんので、そこら辺はお聞きする中でどういう意図をもっているのかというのはわかりますので、そういったことを文章を明文化して基準はこれ、これ、これというのを多分つくって、はっきりしたAのケース、Bのケースだとかいうことではなくて、こういうものであることだとか、そういうものにしかなかなかかなり得ないのかなと思います。それは会話の中で本音がよくわかりますので、そういうところでこれは協力隊の制度をしっかりとつなげていけばすごくいい状況になるなと判断すれば、また募集業務を行っている、これから募集業務を行うところを、まちづくり会社でも十分対応していただけるのではないかなと思います。そして、まちづくり会社の担当の方につきましても決して素人ではありませんので、これまでさまざまなコンサル業務もやってきた人たちでありますから、その知識だとかを十分活用していただきながら、ぜひまちづくり会社という形で津別の地域振興に尽力していただきたいなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） 難しいテーマであろうかと思いますが、地域振興という部分の基準というか、規定というかができればいいのですが、そういう部分についても期を見て、そういうものをわかりやすく説明する機会とか話をする機会を設けていただきたいと思います。

三つ目です。まちづくり会社代表取締役の人選についてお伺いしたいと思います。来年3月の会社設立についてですが、責任者、いわゆる代表取締役の不在は会社設立にはあり得ないのではないかなと、いない状況は思います。現在、どのように進められているのか、先の話では統括マネージャーが兼務するということもあり得るという話がありましたが、その可能性についてもお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この代表取締役の人選でありますけれども、現在、企業も含めて出資を募りはじめた段階でありまして、その出資状況などを見極めまして、出資予定者のご意見も伺いながら、代表取締役の人選を進めていく必要があるのではないかと考えておりまして、現状については未定であります。

先にお話が出た部分については、そういうことも一つの選択肢としてあるというこ

とでありまして、これは決まっているわけではありませんので、ご了解いただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）〔登壇〕 現状未定という、設立のときに不在ということがあり得るのかという部分もお答えいただければなと思えます。その代表取締役の条件についても今出資者の中にもそういう話があるとありましたが、一般で考えれば、持ち株、いわゆる出資者の中から取締役が選ばれるのが適切ではないのかなと思えますが、町長はどのようにお考えなのか、先日、動画中継などを見ましたら、マネージャーが町長にだれかいい人いませんかみたいな話も不特定多数が見る媒体で私もライブで見ていたものですから、ちょっとびっくりした懸念がございましたが、その部分についてもお聞きしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 設立時に代表取締役がいらないということはありません。そこまでは、きちっとどなたかということで決まってくと思えます。いずれにしても、どういう方法でということがありますので、これは今継続して行っております戦略会議、それから設立準備会、ここで主要な方たちが銀行も含めて、丸玉木材さんも含めて、さまざまところが出資者となってほしい思いもありまして入っておりますので、そこと話し合いを詰めていきたいなと思っています。

それからインターネットテレビの中継で、私もびっくりしたのですけれども、そういうことを仮に思っていたとしても、私がそういうバーッとあれは世界中に流れる話ですから、そこでこういう人がいいということはとても言える話ではありませんので、それは議員も聞いていておわかりかと思えますけれども、よくわからなかったなということだと思えますけれども、その辺は酌んできただければと思えます。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）〔登壇〕 不特定多数が見ていますし記録に残りますから、後々のこともありますので、四つ目の質問に移りたいと思えます。

事業者向け、またはその後には個人向けの出資を募る説明会が開催されるという予定を聞いていますが、事前の協議や話し合いを重ねている設立準備会の出資の動向は

どのようなものであるのか。また株式、いわゆる株の値段ですが、その金額設定についても決まっているようでしたらお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 設立準備委員の出資の可能性、あるいは株式の金額設定の関係でありますけれども、12月13日に第5回の設立準備会が開催されました。ここで一定程度出資の可能性が示されたところでありまして、具体的にはどこが幾らということは現段階では申し上げることはできませんが、金額については未定ながら出資について前向きな判断をいただいている方もいらっしゃると思います。

また、1株の金額設定につきましては、先の設立準備会で協議されまして、1株5万円としまして、当初は2株以上で出資を募るという形で準備会で決めたところがございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 先日も都会的な発想がありまして、株価もいろいろ二転、三転していたのではないかなと、私の耳に入ってきたところでも結構大きな金額の設定の状況も以前ありましたので、その部分についても町の方たちもどうなるんだろうねと、今5万円という話がありましたが、そういう話もその中には含まれてございました。

会社設立に当然、発起人委員会というものが必要になるのではないかなと思います。が、会社設立に際しまして、今設立準備会というものがございますが、この発起人委員会というものは、どのように設定されるのか、いつそういう形ができるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（森井研児君） このご質問は私のほうからお答えしますが、その発起人の就任についても前回の準備会の中で、次回の会議が1月の中旬に開催される予定なのですが、それまで社内的に協議いただいて、ぜひご検討くださいと申し上げたところです。ですから発起人、もしくは出資者会議という意味合いの会議を出資予定者の中で2月以降、もしくは3月に入ってからになるかもしれません。

ども、進めていって設立に向かっていくという形で現在考えています。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）〔登壇〕 それでは、最後の項目について質問したいと思います。

5番目です。初年度より事業計画は多岐にわたっています。最終的に町からの出資の割合もそこで決まるとは思いますが、町としてどの時期にどのようなチェックを考えているのかについて質問したいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 町としてのチェックの時期であります。まちづくり会社に係る地方創生推進交付金事業、これが平成32年までの5カ年事業でありまして、まちづくり会社にもこれらの交付金を活用した事業が含まれていますことから、平成32年までは、官民連携の交付金の趣旨を実践するためにも密接な関係をもって事業を進めていく必要があると考えているところです。

また、町は、想定するまちづくり会社資本金の2分の1以上の出資を行う予定としておりますので、取締役の派遣の検討、株主総会でのチェックと合わせて決算内容の議会報告などが定期的に求められるものと考えておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）〔登壇〕 今話がありましたように、町からの出資が資本の5割以上、民間の出資が少なければ7割以上にもなろうかなというふうに計画の中では見えます。いわゆる第三セクターみたいな意味合いが強くなってくるのではないかなど。町のほうからも取締役の派遣を検討しているということもありましたが、その部分について、三セクという見え方がするという部分について、町長のご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 100%出資は多分ないだろうというふうに思っています。そういう面では、三セクとはちょっと形は変わるとは思いますが、あとは、それぞれ準備委員会に入っている各企業の方たちも前向きな発言をされておりますので、金額

が幾らかというのはこれからいろいろ出てきます。それと先ほどの1株5万円で、2株以上ということになっておりますので、これまで会社を想定しておりましたけれども、個人に対してもこういう形で募集していくということで進めていきたいということになりましたので、そこそこお金もそれなりに入ってくるかなと。それが幾らぐらいになるかというのは、これから数回にわたって個人出資も含めた会社出資も含めて説明会が開催されていきますので、それを見て、私もあるいは俺も出資しようかということで、個人としても今申し出のある方も既にいるわけなのですけれども、そういった事業計画なんかを見ていただいて、そしてご自分でどれぐらい出資ができるのかということを考えていただいて、確保していきたいなと思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] いわゆる銀行は晴れの日に傘を貸して、雨が降れば傘を取り上げるというような話もあります。町からの出資金が多くて町長は100%でないから、いわゆる三セクとはちょっと形態が違うと言われましたが、厳然たる町からの出資が多いという部分は変わらない部分がございます。そういう心配をしなければいいのですが、企業ですから借り入れも想定せざるを得ないのではないかなと。借り入れについて、借り入れを起こす際の方法だとか、町に対する報告などについての協議があるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（森井研児君） はじめの、先ほど町長から答弁させていただいた地方創生推進交付金が入っている期間については、密接に関係性を持たなければいけないので、かなりの部分の協議、報告があると思うのですが、いわゆる自立した運営をされた以降には、そのあたりは一独立企業という立場で、そのようなかわりになるか、現在、想定はできませんけれども、逐一全部をチェックしたり報告を受けることは想定していないところです。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 私も民間企業の話で、いわゆる動き出した後は、これをするとか、これはやめてくれとかとそういう意味ではない質問なのですが、事業計画を見ますと、私もマネージャーにも質問したのですが、かなり大きな金額が

動く予定をしていますので、その部分に沿って成果が順調に見えれば全く資金繰りに苦勞することはないのではないかなと。ただ、やはり想定する部分については、借入れも会社ですから想定せざるを得ない部分も当然出てくるのではないかなという部分があるので、事前に協議をそういう形でしておいてほしいという意味合いも込めてでございました。

最後ですが、新しくできた会社が一般でいわゆる5年存続する確率は5%とされています。3月の会社設立が始まりますと、今いわゆるスタート前ですから、いろんな計画を立てて、予測を立てている状態ですが、厳しい現実に直面されると思います。出資金の割合からも純民間と、なかなか当初見えにくいという部分もあるまちづくり会社でありますので、所信の部分でも町長から積極的な支援という部分はありますので、積極的な協力は皆さん必要だと思いますが、ぜひ慎重に実績を検証しながら期待に応えていただきたいというふうに思ひまして、ご意見を聞いて終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これだけ大掛かりなことを始めるというのは、地方創生のそういった資金援助というのも国からの部分があって成し得るものかなというふうに思っておりますけれども、それだけ国のほうも人口減少というのは大変気にしていますし、地域が東京一極集中ではなくて、地域が潤っていかなければ、今後、日本人の人口がどんどん減っていくということでもありますので、そういったことを含めて地域に活性化をもたらせたいということで、お金の配分もきているわけでもありますけれども、それをそれなりのお金がくるものですから、上手に活用して、そして、これにはもう担当者として、それから統括マネージャーだとか、そういった方たちに「あんたたちがしっかりやらないとだめだよ」というような、突き放すようなやり方ではなくて、この町がやっぱり振興していくためには、町民の皆さんや議員の皆さんも含めて大きな支援をしていただかなければ、やっぱり立ち行かなくなってくることもあるのではないかと、いわゆる冷たい目でみんなで見ってしまうと、やっぱりモチベーションも下がってまいりますし、そうではなくて、やっぱり頑張ってもらいたいということをエールを送りながら、そして口もお金も出しながら対応してまいりたいと思いますので、ぜひご

協力方よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） これで6番、渡邊君の一般質問を終わります。

本日予定している一般質問予定者については、明日への日程といたします。

#### ◎延会の決議

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

#### ◎延会の宣言

○議長（鹿中順一君） 本日はこれで延会します。

明日は午前10時再開します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時 6分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員